

# 第 77 回総会第 3 委員会会議記録

房野 桂 作成

## 2022 年 9 月 29 日(木)午前・午後 第 1 回・第 2 回会議

- 議事項目 25: 社会開発 (a)社会開発世界サミットと第 24 回特別総会の成果の実施  
(b)世界の社会状況、青年、高齢者、障害者、家族に関連する問題  
(c)生活のための識字: 今後のアジェンダの形成

### 提出文書

1. 社会開発世界サミットと第 24 回特別総会の成果の実施: 事務総長報告書(A/77/175)
2. 国際家族年の目標とそのフォローアップ・プロセスの実施: 事務総長報告書(A/77/61)
3. 国際高齢者年のフォローアップ: 第 2 回世界高齢者会議: 事務総長報告書(A/77/134)
4. 障害者のための障害者との包摂的開発: 事務総長報告書(A/77/166)
5. 生活のための識字、今後のアジェンダの形成と民主主義のための教育: 事務総長報告書(A/77/61)

### 議題導入ステートメント

1. Navid Hanif 経済社会問題局経済開発事務総長補
2. Daniela Bas 経済社会問題局包摂的社会開発部部長  
意見: アルゼンチン
3. Eliot Minchenberg 国連教育科学文化機関(ユネスコ)リエゾン・オフィス部長  
意見: モンゴル
4. Claudia Mahler 人権理事会、高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家

意見交換対話: イスラエル、ポルトガル、ロシア連邦、欧州連合、チリ、インド、アルゼンチン、カナダ、マルタ、メキシコ、スロヴェニア、スロヴァキア、マルタ騎士団

### 一般討論

パキスタン(G77、中国を代表)、南アフリカ(アフリカ諸国を代表)、欧州連合、欧州連合、ヴェトナム(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、ドミニカ共和国(中央アメリカ統合システムを代表)、バハマ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、ロシア連邦、スイス、スイス、サウディアラビア、オーストリア、中国、フィリピン、ケニア、オランダ、コロンビア、ナミビア、メキシコ、インド、イスラエル、カメルーン、パナマ、フィンランド、アイルランド、アイルランド(別の青年代表)、ザンビア、ホンデュラス、キューバ、ホーリーシー、イラン、マレーシア、タイ、タイ(別の青年代表)、カタール、スロヴェニ

ア、ドミニカ共和国、ラオ人民民主主義共和国、ヴェトナム、南アフリカ、グアテマラ、ポルトガル、ジョージア、ベルギー、ベルギー(別の青年代表)、イタリア、シリア、トーゴ、アルジェリア、ベルー、モルディヴ、ブルキナファソ、アラブ首長国連邦、アラブ首長国連邦(別の青年代表)

## 9月30日(金)午前・午後第3回・4回会議

議事項目(a)、(b)、(c)(継続)

### 一般討論(継続)

ルクセンブルグ、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、エジプト、エチオピア、ブルガリア、ブルガリア(別の青年代表)、クウェート、ベラルーシ、スウェーデン、キルギスタン、ナイジェリア、マルタ、マルタ(別の青年代表)、セルビア、セルビア、スリランカ、ジブティ、日本(賀集イレーネ日本政府顧問: 2014年以來、我が国は、女性のエンパワーメントとジェンダー平等を推進するために、様々な分野からの参加者を得て、「世界女性集会」と呼ばれるシンポジウムを主宰してきました。日本とシエラレオネは、9月に総会によって採択された性暴力サヴァイヴァーのための司法・補償・支援のための国際協力に関する新しい決議を共同で促進しました。障害者に対する国内努力としては、社会参画のための強化された法的枠組みを提供して、障害者のための情報のアクセスとコミュニケーションを強化するために、今年制定された新法を強調します。我が国は食料の安全保障に長くかかわっていますが、「成長のための世界の栄養東京コンパクト」は、日本からの約28億ドルを含め、270億ドルを超える財政公約を集めました。中東とアフリカでの食料が不安定な状況を仮定して、我が国は6月のG7サミットで岸田首相が発表したように、2億ドルを提供しています。)、パラグアイ、デンマーク、コスリカ、オーストラリア、エルサルヴァドル、ハガリー、チリ、モンゴル、ニカラグア、パキスタン、トルコ、ウクライナ、ボツワナ、チェコ共和国、チェコ共和国(別の青年代表)、ミャンマー、アルバニア、アルバニア(別の青年代表)、セントルシア、バーレーン、ガーナ、ノルウェー、ノルウェー(別の青年代表)、テュニジア、インドネシア、タジキスタン、ブラジル、モロッコ、モロッコ(別の青年代表、ウズベキスタン、リビア、キリバティ、アルゼンチン、フィジー、赤道ギニア、エクアドル、ギリシャ

答弁権行使: ロシア連邦

手続きの問題: ブラジル

## 10月3日(月)午前・午後 第5回・6回会議

議事項目 109: 犯罪防止・刑事司法

議事項目 110: 犯罪の目的での ICT の利用と闘う

議事項目 111: 国際麻薬管理

## 提出文書

1. 国連麻薬犯罪事務所の技術協力活動に特に関連して、国連犯罪防止刑事司法プログラムのマンデートの実施: 事務総長報告書(A/77/127)
2. 犯罪防止と刑事司法に関する第 14 回国連会議のフォローアップ(A/77/128)
3. 環境に悪影響を及ぼす犯罪を防止し、闘う: 事務総長報告書(A/77/132)
4. 犯罪防止と犯人の処遇のための国連アフリカ機関: 事務総長報告書(A/77/164)
5. 犯罪防止と刑事司法: 事務総長メモ(A/77/125)
6. 世界麻薬問題に対する国際協力: 事務総長報告書(A/77/137)

## 議題紹介ステートメント

Delphine Schantz 国連麻薬犯罪事務所(UNODC)

意見交換対話: 欧州連合、ベラルーシ、メキシコ、Mr. Schantz

## 一般討論

欧州連合、シンガポール(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、ロシア連邦、リヒテンシュタイン、シンガポール、中国、バハマ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、南アフリカ、エジプト、サウジアラビア、インド、メキシコ、イスラエル、カメルーン、ベラルーシ、ザンビア、キューバ、ホーリーシー、イラン、マレーシア、カンボディア、ドミニカ共和国、ヴェトナム、ジョージア、ナイジェリア、タイ、チェコ共和国、イタリア、タジキスタン、日本(孫崎馨公使: 麻薬取引に新しい機会を生み出してきた ICT によって提起された問題に対応して、国際麻薬抑制努力の重要性を強調する。さらに、アフガニスタンとミャンマーにおける政治的不安定が、国境を越えて「麻薬原料」の違法な生産と取引を増加させたただけであったことに懸念を表明する。2016 年の世界麻薬問題に関する総会の特別会期で採択された共同公約に対する我が国の支援を繰り返し述べ、政府が麻薬の乱用の防止に関して知識を分かち合うことによって国際的な麻薬抑制にもっと貢献するよう希望を表明する。サイバー犯罪は国境を越えており、加盟国にサイバー犯罪の対抗策を強化するよう要請する。そのために、日本は、サイバー犯罪に対抗するための能力開発プログラムに参加し、国際社会と協力して、これを支援し続けてきた。我が国は、国連サイバー犯罪条約を策定するための特別委員会での討論で積極的役割も果たしてきた。私は、社会が、自由で公正で安全なサイバースペースを利用できるように、サイバー犯罪を防止し、闘う努力と条約を確立する日本の公約を再確認する。)、ガーナ、アルジェリア、モンゴル、米国、トルコ、スペイン、グアテマラ、インドネシア、コスタリカ、ヴェネズエラ、ギリシャ、モロッコ、ジャマイカ、ウルグアイ、パキスタン、国際反汚職アカデミー

答弁権行使: ロシア連邦

## 10月4日(火)午前・午後 第7回・8回会議

議事項目 26: 女性の地位の向上

### 提出文書

1. 女子差別撤廃委員会報告書(補遺 38号)(A/77/33)
2. 10年以内に参加フィステュラをなくす努力の強化: 事務総長報告書(A/77/229)
3. 女性と女児の人身取引: 事務総長報告書(A/77/292)
4. あらゆる形態の女性に対する暴力を撤廃する努力の強化: 事務総長報告書(A/77/302)
5. 女性性器切除撤廃のための世界的努力を強化する: 事務総長報告書(A/77/312)
6. 女性と女児に対する暴力、その原因と結果: 事務総長メモ(A/77/136)

### 議題紹介ステートメントと意見交換対話

1. Asa Regner ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン) 副事務局長: 継続中の COVID-19 流行のインパクト、気候変動の緊急性、暴力的な紛争の発生を指摘し、女性と女児に対する暴力の驚くほど高い割合を警告する。世界の保健、人道と気候の課題が、貧困、経済的不安定、強制移動を含め、そのような暴力の牽引力をさらに悪化させており、公的・私的・オンラインにおける異なった形態の暴力に対する女性と女児の脆弱性が強まってきた。さらに、これら課題は、ジェンダー平等と女性の権利、特に女性の性と生殖に関する健康と権利に関する世界的なバックラッシュを背景として、展開している。世界的に、3億8,000万人の女性と女児が、一日1.9ドル以下で暮らしており、極度の貧困状態にあり、権力と意思決定の地位にある女性の代表者数は、依然として同数以下である。女性と女児のための法的保護における差別法を除去し、格差をなくすにはもうあと286年かかるかも知れない。

あらゆる形態の女性と女児に対する暴力を撤廃する努力、女性性器切除、女性と女児の人身取引に関する事務総長報告書(A/77/302、A/77/292及びA/77/312)を紹介し、デジタルの状況での女性と女児に対処することの緊急性を強調する。世界的に少なくとも38%の女性がデジタルのすべすべで暴力を経験しており、オンラインの女性の85%が、デジタルの状況での暴力を目撃してきたことが分かったある世界調査を指摘する。同様に、人道及びその他の緊急の状況が、人身取引と女性と女児がすでに直面している女性性器切除のような有害な慣行に対する脆弱性を増幅し、彼女たちをこれらの形態の暴力を経験するさらなる危険にさらしてきた。さらに、女性と女児は、性的搾取を目的とした人身取引の被害者の92%を占めており、これが2020年に発見されたほとんどの形態の人身取引であった。世界的に、女性性器切除の広がり減少にもかかわらず、気候変動と紛争によって引き起こされる女性と女児の強制移動がそのような有害な慣行を受ける可能性を増やすこともある。

意見交換対話: ラトヴィア、ノルウェー、英国、チリ、シリア、欧州連合、メキシコ、米国、マレーシア

2. Diene Keita 国連人口基金(UNFPA)副事務局長: 参加フィステュラは、出産中に起こる

ことのある最も深刻な傷害の一つであり、産道と膀胱または直腸の間に穴を残す。時宜を得た医療介入のない長引く難産によって引き起こされ、母親にとっても赤ん坊にとっても死亡の危険を増し、これに限られるわけではないが、社会的・心理的結果、失禁、感染、不妊を含め、障害続く併発症に繋がることもある。現在、この状態で暮らしている全世界で50万人の女性と女兒に加えて、最も悪影響を受けている者は、社会で最も貧しく、最も周縁化された女性である。現地での経験を思い出すと、一室に閉じ込められて暮らしており、絶えず濡れたマットレスを洗濯し、おしめとして使うためにプラスチックの袋を集めているアフガニスタンの67歳の女性を含め産科フィステュラで苦しんでいる女性の例を挙げる。この女性はUNFPAが支援する病院で手術を受け、初めて孫と遊び、自由に信仰活動を行うことができた。COVID-19の流行と気候変動が提起する課題にもかかわらず、フィステュラは予防でき、もし国際社会が、すべての女性と女兒が質の高い出産と性と生殖に関する健康ケアへのアクセスがあることを保障するならば、2030年までになくすことができよう。子ども結婚と早期妊娠が女兒をフィステュラに罹る危険にさらすことを付け加えるが、地域社会のエンパワーメントと参画が奨励され、フィステュラを修復する医療ケアへのアクセスが優先されなければならない。

意見交換対話: ノルウェー、メキシコ、英国、コロンビア

3. Gladys Acosta Vargas 女子差別撤廃委員会議長: 委員会は、最近の評価において、女性の地位の向上、ジェンダーに基づく暴力、個人の地位に関する法律、政治的代表及び武力紛争の被害者の保護のための国内メカニズムにおいて、その勧告を実施するために締約国が取った法的・予算上またはその他の措置を認めた。昨年中に、委員会は、11の個人的苦情に関して行動し、侵害の中でも、ジェンダーに基づく暴力、女性のレズビアン活動家に対する差別及びレイプのサヴァイヴァーに対する差別を発見した。さらに創設以来委員会によって生み出された38の一般勧告を指摘するが、次の勧告は、先住民族女性と女兒に関するものとなろう。世界の異なった部分での武力紛争が、女性・家族・地域社会・一般社会の人権に否定的影響を与えていることを付け加えるが、暴力を防止し、女性を保護しよう国々に要請する。和平交渉に関しては、委員会は継続中の武力紛争を細かくフォローしており、女性の権利の侵害について懸念を強調する手続きを利用している。2月に委員会は、ウクライナの女性と女兒の状況を監督する作業部会を創設し、国内・国際機関と協働している。2021年11月には、委員会はアフガニスタンに関する作業部会を創設し、アフガン外務大臣に女性と女兒についての特別報告書を提出するよう求めた。これはアフガン政府と人権条約機関との初めての交流であることを強調する。

意見交換対話: スペイン、日本(CEDAWと第三委員会との交流がどのように改善できるのか、ジェンダー賃金格差を減らすために推奨される措置は何か。301人またはそれ以上の従業員を有する会社にそのような削減を義務とする日本の改正法について述べる)、ドイツ、メキシコ、欧州連合、マレーシア、チリ、ポルトガル

4. Dorothy Estrada-Tanck 女性と女兒に対する差別に関する作業部会議長: 全世界での権威主義的、国粋主義的、原理主義的行為者の台頭は、特にジェンダー平等と性と生殖に関

する健康と女兒の教育に関連する人権にとってのひどい結果に繋がってきた。より幅広い反人権アジェンダの中心的側面であるこのバックラッシュは、ディーセントな市民のスペースを閉じることを目的とするその他の驚くべき反民主的傾向と絡み合っている。

女兒と若い女性のアクティビズムに関する人権理事会への作業部会の最近の報告書は、女性のアクティビズムと関連する障害を詳しく述べている。子どもと若い人々は、成人を中心とした温情主義的態度に直面し、女兒は、優先権が息子の教育とエンパワーメントに与えられるので、追加の課題に直面している。親の権威と過保護の取組は、子どもと若い人々の自由とスペースを制限し、確立されたジェンダー規範に挑戦しているという若い活動家の認識は攻撃に繋がるかも知れない。女性のアクティビズムに対するその他の障害には、早期・強制結婚、強制妊娠、女性性器切除及びその他の形態の暴力が含まれる。デジタル技術は、女兒と若い女性活動家をおどし、抑制し、監視し、強制し、いじめ、辱め、物質化するために用いることができる。オンラインの攻撃は、しばしば信用を失わせ、非合法化し、中傷する目的で彼女たちに対して画策される。精神衛生ケアを育成し、集会の自由への権利の行使に対する法的障害に対処する必要性を強調する。世界的に女性団体とプログラム形成は、不相応に資金不足であり、国々がアクティビズムを尊重し、障害を除去し、運動と団体と世代にわたって協働と連帯を促進するよう要請する。

意見交換対話: コスタリカ、マレーシア、米国、メキシコ、欧州連合、シリア、ベルギー、英国

5. Reem Alsalem 女性と女兒に対する暴力に関する特別報告者: 気候変動は脅威を増幅するものとなり、そのインパクトは、以前から存在している不平等と差別のためにすでに周縁化されている人々にとって、より厳しく感じられるという「気候変動政府間パネル(ICPP)」の評価を引用する。これを指摘して、私は、気候変動のインパクトはジェンダー化していることは否定できず、従って様々に経験されることを述べる。女性と女兒の生活のすべての側面は、気候変動も女性と女兒に対するあらゆる型のジェンダーに基づく暴力によって悪化するので、気候変動によってかなりインパクトを受ける。

自然災害に続いて女性と女兒が直面する増加した重荷を詳しく述べるが、強制移動させられた者または緊急シェルターにいる者は、法と秩序が崩壊した環境に置かれる。そのような状況では、生計の喪失と限られた資金が、女性と女兒を食料及びその他の基本的ニーズと交換で性的搾取に強制することもある。旱魃からの水不足が、彼女たちをいつもの保護なしで見慣れぬ場所へ長距離旅させる。農夫や地主やその他の権威者が基本的品物と交換に「性取引」に女性と女兒を強制する時、性暴力は普通のこととなる。その他の危険には、人身取引、家族の離別、孤児となることが含まれる。身体的暴力は、女性と女兒が経験する最もはっきりした形態の暴力であるが、心理的及びその他の暴力も十分に文書されており、「ゆっくりとした気候変動の始まり」が、ドメスティック・ヴァイオレンスまたは親密なパートナーからの暴力として現れることもある。

意見交換対話: ロシア連邦、オーストラリア、メキシコ、レバノン、エストニア、スロヴェニア、リヒテンシュタイン、パキスタン、インド、欧州連合

## 一般討論

パキスタン(G77/中国を代表)、ナイジェリア(アフリカ諸国を代表)、欧州連合、バハマ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、タイ(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、ドミニカ共和国(中米統合システムを代表)、スイス、ロシア連邦、ケニア、リヒテンシュタイン、メキシコ、南アフリカ、シンガポール、中国、フィンランド、コロンビア、英国、ナミビア、フィリピン、インド、カメルーン、パナマ、レバノン、アイルランド、イラン、オランダ、ホンデュラス、キューバ、ホーリーシー、カナダ、マレーシア、タイ、アルメニア、セネガル、ラオ人民民主主義共和国、ヴェトナム

答弁権行使: イラン

## 10月6日(木)午前・午後 第9回・10回会議

議事項目 26(継続)

### 一般討論(継続)

サウディアラビア、カタール、ルクセンブルグ、エルサルヴァドル、アルゼンチン、フィジー、ベルギー、エチオピア、イタリア、シリア、モーリタニア、トーゴ、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、バーレーン、モルディヴ、ウルグアイ、ブルキナファソ、シエラレオネ、アラブ首長国連邦、アイアスランド、クウェート、ネパール、スリランカ、バラグアイ、ルワンダ、アルジェリア、ニカラグア、トルコ、ジョージア、オーストラリア、インドネシア、ドイツ、リベリア、バングラデシュ、イスラエル、ナイジェリア、チリ、フランス、パキスタン、ミャンマー、タンザニア連合共和国、日本(賀集イレーネ:コンゴ民主共和国のステートメントは間違いで、根拠がなく、受け入れられない。女性をエンパワーする我が国の国内努力を強調し、政府は、経済と公共と民間の領域への関りを通して、女性のエンパワーメントを保障する措置を実施する政策パッケージを確立した。国連内の我が国の活動については、性暴力のサヴァイヴァーのために、司法と補償と支援へのアクセスのための国際協力に関して、日本とシエラレオネが共同促進する9月に採択された決議を引用する。2023年から2024年までの安全保障理事会理事国として、日本は、女性・平和・安全保障のアジェンダに関する作業を継続し、女性の地位の向上への我が国の公約を再確認する。)、スペイン、ブラジル、ブータン、ガーナ、ニュージーランド、中央アフリカ共和国、ドミニカ共和国、ウクライナ、アンドラ、トリニダード・トバゴ、ノルウェー、モロッコ、イエーメン、モナコ、アンゴラ、ザンビア、チュニジア、アゼルバイジャン、イラク、セルビア、コンゴ、ハンガリー、ルーマニア、オマーン、エジプト、チャド、ブルガリア、米国、カザフスタン

## ステートメント数

総数 109(国グループ 6、各国 103(うち青年 3))

内容	数	
暴力	83	性暴力・FGM・ジェンダーに基づく暴力・DV等
ジェンダー平等	51	
労働	45	賃金格差・起業・同一価値労働同一賃金・育児休業等
保健	36	性と生殖に関する健康・障害・妊娠と出産・妊産婦死亡等
教育	35	科学技術工学数学・高等教育・性教育等
エンパワーメント	34	経済的エンパワーメント等
政治参画	31	パリティ・クォータ制等
COVID-19	26	
気候変動	26	
武力紛争	22	

答弁権行使: エチオピア、イラン、アルメニア、ロシア連邦、アゼルバイジャン、アルメニア(2回目)、アゼルバイジャン(2回目)

## 10月7日(金)第11回・12回会議

議題 64: 子どもの権利の推進と保護

- (a)子どもの権利の推進と保護
- (b)子ども特別総会の成果のフォローアップ

### 提出文書

1. 子ども結婚、早期・強制結婚の問題: 事務総長報告書(A/77/282)
2. 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表報告書(A/77/143)
3. 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表報告書(A/77/221)
4. 子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者報告書(A/77/140)
5. 第84回・85回・86回・87回・88回・89回会期(2021年)に関する子どもの権利委員会報告書(A/77/41)
6. 子ども特総の成果のフォローアップ: 事務総長報告書(A/77/309-E/2023/5)

### 議題紹介ステートメント意見交換対話

#### 1. Virginia Gamba 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表

意見交換対話: ルクセンブルク、マルタ、スロヴェニア、欧州連合、ウクライナ、ノルウェー、シリア、ロシア連邦、パキスタン、スイス、サウジアラビア、ベルギー、リヒテンシュタイン、トルコ、米国、ドイツ、エストニア、パレスチナ国、フランス、ポーランド、カタール、メキシコ、ルーマニア、インド、フィリピン、コートジボワール、

レバノン、アゼルバイジャン、アンドラ、アルバニア、Ms. Gamba

## 2. Najat Maalla M’Jid 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表

意見交換対話: ニジェール、欧州連合、モロッコ、ポルトガル、フィリピン、ドミニカ共和国、アフガニスタン、ロシア連邦、ルクセンブルグ、メキシコ、スペイン、レバノン、マルタ、アイルランド、ルーマニア、コスタリカ、ベルギー、コロンビア、マレーシア、スロヴェニア、英国、キプロス、シリア、ウクライナ、Ms. M’Jid

## 3. Sanjay Wijesekera 国連子ども基金(ユニセフ)事務局長

意見交換対話: 欧州連合、マレーシア、ウクライナ、シリア、Mr.Wijesekera

### 一般討論

欧州連合、コンゴ民主共和国(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、インドネシア(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、バハマ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、ナイジェリア(アフリカ諸国を代表)、リヒテンシュタイン、ロシア連邦、南アフリカ、ケニア、サウディアラビア、フィリピン、シンガポール、ポーランド

### 議題紹介ステートメントと意見交換対話(継続)

#### 4. 大谷美紀子子どもの権利委員会議長

意見交換対話: スペイン、マレーシア、欧州連合、エルサヴァドル、ドミニカ共和国、日本(協働ための機会を逃したことはあるか、もしそうならば加盟国に何ができるか?)、ロシア連邦、ノルウェー、インドネシア、メキシコ、ウルグアイ、チリ、ルクセンブルグ、英国、シリア、カタール、大谷美紀子、欧州連合、イスラエル、オーストラリア、マルタ、英国、シリア、Ms. Singhateh、メキシコ、米国、カナダ、タンザニア、ガーナ、ロシア連邦、マレーシア

### 一般討論(継続)

中国、イスラエル、メキシコ、インド、アイルランド、カメルーン、セルビア、セルビア(別の青年)、パナマ、英国、コロンビア、ザンビア、ホンデュラス、キューバ、インドネシア、スロヴァキア、スロヴァキア、カナダ、タイ、ウルグアイ

## 10月10日(月)第13回・14回会議

### 議題 65(継続)

### 一般討論(継続)

コロンビア(世界の南連合を代表)、イラン、マレーシア、カタール、ルクセンブルグ、ルクセンブルグ(別の青年)、セネガル、ラオ人民民主主義共和国、ヴェトナム、エチオピア、ウクライナ、シリア、朝鮮民主人民共和国、バーレーン、ブルガリア、ドミニカ共和国、モルディヴ、ブルキナファソ、クウェート、ベラルーシ、ナイジェリア、スリランカ、パラグアイ、ルワンダ、アルジェリア、モザンビーク、米国、モナコ、パキスタン、トルコ、ブラジル、グアテマラ、バングラデシュ、ブルネイ・ダルサーラム、ブータン、

日本(賀集イレーネ: 今年可決された我が国の「子ども政策基本法」を想起するが、これは健康に成長し、全ての青年がその経済的背景にかかわらず、夢を追うことができることを保障することを目的としている。「子どもに対する暴力をなくす世界的パートナーシップ」の創設国の一つとしての我が国の役割を想起し、日本は、子どもに対する暴力に重点を置く新しい機関を通して好事例を分かち合うことを誓っている。人権としての教育と保健ケアを保障ための日本の主要な貢献を詳しく述べるが、我が国は、教育活動に国際的に15億ドルを、脆弱な保健ケア制度を強化するためにアフリカの7か国で、感染症のワクチン情報を管理するデジタルの保健サービスのために、ユニセフに13.6億ドルを寄付する。)、トーゴ、ドイツ、カザフスタン、アラブ首長国連邦、コスタリカ、中央アフリカ共和国、ニジェール、アンゴラ、トリニダード・トバゴ、ジョージア、ノルウェー、イエメン、タンザニア連合共和国、ホーリーシー、ガボン、レソト、東ティモール、コートイヴォワール、キリバティ、パレスチナ国、ミャンマー、オマーン、コンゴ、スーダン、アルバニア、ルーマニア、イタリア、テュニジア、アフガニスタン、エクアドル、ネパール、ギリシャ、リビア

答弁権行使: ロシア連邦、インド、パキスタン

## 10月11日(火)午前 第15回会議

議題 65(継続)

一般討論(継続)

アイスランド、モロッコ、エルサルヴァドル、イラク、ハンガリー、エジプト、レバノン、エリトリア、コートイヴォワール、アルバニア、コスタリカ、ギリシャ、キプロス

## 10月12日(水)午前 第16回会議

議題 66: 先住民族の権利

(a)先住民族の権利

(b)先住民族に関する世界会議として知られている総会高官本会議の成果文書のフォローアップ

提出文書

1. 先住民族のための国連任意基金の状態: 事務総長報告書(A/77/179)

議題紹介ステートメントと意見交換対話

議題紹介ステートメント: Jose Francisco Cali Tzay 先住民族の権利に関する特別報告者

意見交換対話: フィンランド、タンザニア連合共和国、カナダ、イラン、コスタリカ、ウクライナ、シリア、中国、欧州連合

## 一般討論

欧州連合、メキシコ(先住民族友好国グループを代表)、ドミニカ共和国(中米統合システムを代表)、フィンランド(北欧諸国を代表)、バハマ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、ロシア連邦、コロンビア、南アフリカ、インド、カメルーン、パナマ、ホンデュラス、キューバ、イラン、マレーシア、ネパール、ペルー、ホーリーシー、パラグアイ、ニカラグア、米国、オーストラリア、グアテマラ、日本(賀集イレーネ: 急速に失われつつある先住民族の言語を再活性化する緊急性を強調する。アイヌの文化を保護し、教育を包括的に保護し、アイヌ社会の経済を開発するアイヌ関連の政策にアイヌの声を明らかにして反映する政府の努力を強調する。アイヌ政策の柱の一つは、その文化の再活性化であり、アイヌ語教育プログラムを指摘する。これら政策のほかに、日本は、観光を通して地方のアイヌ社会、産業、文化交流の包括的推進に関して、2019年に法律を制定した。この法律は、アイヌ民族を先住民族として法的に認めている。)、ニュージーランド、ヴェネズエラ、ボリヴィア、インドネシア、ウクライナ、タンザニア連合共和国、中国、国際農業開発基金(IFAD)、カナダ、ロシア連邦

## 10月13日(木)午前・午後 第17回・18回会議

### 議題 69: 人権の推進と保護

- (a) 人権条約の実施
- (b) 人権と基本的自由の効果的享受を改善するための代替の取組を含めた人権問題
- (c) 人権状況と特別報告者と代表の報告書
- (d) 「ウィーン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップ

### 提出文書

1. 現代の形態の奴隷制度に関する国連任意信託基金: 事務総長報告書(A/77/230)
2. 拷問被害者国連任意基金: 事務総長報告書(A/77/231)
3. 国連障害者包摂戦略の実施: 事務総長報告書(A/77/ )
4. 「拷問及びその他の残酷かつ非人間的、または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」の選択議定書によって設立された特別基金: 事務局メモ(A/77/289)
5. 人権条約機関制度の状態: 事務総長報告書(A/77/279)
6. 拷問禁止委員会報告書(A/77/44)
7. 人権委員会報告書(A/77/40)
8. 行方不明の人々: 事務総長報告書(A/77/245)
9. 人権の推進と保護におけるオンブズマンと仲介者機関の役割: 事務総長報告書(A/77/248)
10. 死刑の利用と一時停止: 事務総長報告書(A/77/274)
11. 人権と基本的自由の推進と保護のために誤報と闘う: 事務総長報告書(A/77/287)
12. コロナウィルス病(COVID-19)流行に対する対応でワクチンへのすべての国々の公正で、料金が手ごろで、時宜を得た普遍的アクセスを保障する: 事務総長報告書

(A/77/ )

13. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的固定観念化、汚名、差別、暴力のそそのかし、対人暴力と闘う: 事務総長報告書(A/77/ )
14. 司法行政における人権の問題: 事務総長報告書(A/77/ )
15. ハンセン氏病に罹った人々とその家族に対する差別の撤廃に関する特別報告者報告書(A/77/139)
16. 極度の貧困と人権に関する特別報告者の報告書: 事務総長メモ(A/77/157)
17. 裁判官と弁護士への独立に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/160)
18. 真実・正義・補償・再発防止の保証に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/162)
19. 原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/167)
20. 国家の外国の負債及びその他の関連国際財政責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家の報告書: 事務総長メモ(A/77/169)
21. 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/170)
22. 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/171)
23. 法律施行担当官による過度の武力の使用とその他の人権侵害からのアフリカ人とアフリカ系の人々の人権と基本的人権の推進と保護: 事務局メモ(A/77/172)
24. 人権と国際連帯に関する独立専門家の報告書: 事務総長メモ(A/77/173)
25. 開発への権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/174)
26. 食料への権利に関する特別報告者の中間報告書: 事務総長メモ(A/77/177)
27. 人権擁護者の状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/178)
28. 民主的敵で公正な国際秩序の推進: 事務局メモ(A/77/180)
29. 国内避難民の人権に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/182)
30. 有害物質と廃棄物の環境的に健全な管理と処分の人権にとっての意味合いに関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/183)
31. 移動者の人権に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/189)
32. 適切な水準の生活への権利の構成要素としての適切な住居に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/190)
33. プライヴァシーへの権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/196)
34. 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/197)
35. 白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/77/199)
36. 人権と多国籍の問題に関する作業部会報告書: 事務総長メモ(A/77/201)

37. 開発への権利: 事務局メモ(A/77/202)
38. 障害者の権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/203)
39. 人種的正義と平等のための変革的变化を通して、法律執行担当官による武力及び他の人権侵害の過度の使用に対して、アフリカ人及びアフリカ系の人々の人権と基本的自由の推進と保護: 事務局メモ(A/77/205)
40. 移動者の保護: 事務局メモ(A/77/212)
41. 気候変動の状況での人権の推進と保護に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/226)
42. 性的指向と性自認に基づく暴力と差別に対する保護に関する独立専門家報告書: 事務局メモ(A/77/235)
43. 先住民族の権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/238)
44. 高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/77/239)
45. マイノリティの問題に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/246)
46. 人権の分野での国連とその代表者とメカニズムとの協力: 事務局メモ(A/77/262/Corr.1)
47. 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/270)
48. 安全で、清潔で、健全で、持続可能な環境の享受に関連する人権責務の問題に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/284)
49. 意見と表現の自由への権利の推進と保護: 事務総長メモ(A/77/288)
50. 文化的権利の分野: 事務総長メモ(A/77/290)
51. 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/296)
52. 教育への権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/ )
53. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/ )
54. 対テロ中の人権と基本的自由の推進と保護: 事務総長メモ(A/77/ )
55. 宗教または信念の自由に関する特別報告者中間報告書: 事務総長メモ(A/77/ )
56. 強制失踪に関する委員会報告書(A/77/56)
57. 全ての移動労働者とその家族の権利保護に感化する委員会報告書(A/77/48)
58. 第34回年次会議に関する人権条約機関議長たちの報告書(A/77/228)
59. 一時的に被占領のクリミア自治共和国とウクライナのセヴァストポリ市の人権状況(A/77/220)
60. 朝鮮民主人民共和国の人権状況: 事務総長報告書(A/77/247)
61. ミャンマーのロヒンギャ・ムスリム及びその他のマイノリティの人権状況: 事務総長報告書(A/77/255)
62. イラン・イスラム共和国の人権状況: 事務総長報告書(A/77/ )

63. エリトリアの人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/149)
64. ソマリアの人権状況に関する独立専門家報告書: 事務局メモ(A/77/168)
65. イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/181)
66. ベラルーシの人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/195)
67. ブルンディの人権状況に関する特別報告者報告書: 事務局メモ(A/77/227)
68. ミャンマーの独立調査メカニズム: 事務局メモ(A/77/311)
69. ウクライナの人権状況に関する調査委員会報告書: 事務局メモ(A/77/ )
70. ミャンマーに関する独立国際事実確認ミッションの勧告の実施に関する報告書: 事務総長メモ(A/77/ )
71. エチオピアに関する人権専門家国際委員会報告書: 事務局メモ(A/77/ )
72. アフガニスタンの人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/ )
73. ミャンマーの人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/ )
74. 1967 年以来被占領のパレスチナ領土の人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/ )
75. 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/ )
76. 東エルサレムを含む非占領のパレスチナ領土とイスラエルに関する独立国際調査委員会(A/77/328)
77. 国連人権高等弁務官報告書: 事務局メモ(補遺第 36 号)(A/77/36)

#### 議題紹介ステートメント

上級事務局担当官、特別代表、独立専門家

#### 意見交換対話

### 10 月 14 日(金)午前・午後 第 19 回・20 回会議

議題 69(継続)

#### 議題紹介ステートメント(継続)---人権高等弁務官事務所

Ilze Brands Kehris 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)人権事務総長補

意見交換対話: 米国、欧州連合、朝鮮民主人民共和国、ベラルーシ、イラン、ウクライナ、サウディアラビア、スイス、カナダ、英国、アゼルバイジャン、シリア・アラブ共和国、アイルランド、Ms. Brands-Kehris

#### ---障害者の包摂

Lara Branco Rothe 事務総長執行事務所持続可能な開発ユニット副部長

意見交換対話: フィンランド、ニュージーランド、シリア、Ms. Rothe

#### ---拷問

Claude Heller 拷問禁止委員会議長

意見交換対話: 米国、欧州連合、ロシア連邦、中国、サウディアラビア、チリ、メキシコ、デンマーク、Mr. Heller

---拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰

1. Suzanne Jabbour 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する小委員会議長

意見交換対話: 欧州連合、レバノン、英国、デンマーク、Ms. Jabour

2. Alice Jill Edwards 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者

意見交換対話: チリ、ガーナ、米国、ウクライナ、ミャンマー、ロシア連邦、中国、イラン、インドネシア、ルクセンブルグ、パキスタン、デンマーク、インド、ジョージア、モロッコ、マルタ騎士団、欧州連合、Ms. Edwards

---一方的強制措置

Alena Douhan 一方的強制措置が人権に与える否定的インパクトに関する特別報告者

意見交換対話: ジンバブエ、ロシア連邦、キューバ、アゼルバイン、ベラルーシ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パキスタン、ニカラグア、イラン・イスラム共和国、マレーシア、南アフリカ、中国、シリア・アラブ共和国、Mr. Douhan

---意見と表現の自由

1. Irene Khan 意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者

意見交換対話: オランダ、オーストリア、米国、ミャンマー、パキスタン、インド、ロシア連邦、スイス、ルクセンブルグ、スウェーデン(北欧・バルチック諸国を代表)、オーストラリア、ポルトガル、スロヴァキア、ポーランド、ベルギー、チェコ共和国、英国、イスラエル、アイルランド、カナダ、フランス、サウディアラビア、中国、シリア、イラン、モロッコ、欧州連合、マルタ騎士団、Irene Khan

2. Diego Garcia-Sayan 裁判官と弁護士の独立に関する特別国者

意見交換対話: リヒテンシュタイン、ロシア連邦、米国、中国、サウディアラビア、ペルー、ルーマニア、英国、欧州連合、Mr. Garcia-Sayan

**10月17日(月)午前・午後 第21回・22回会議**

議題 69(継続)

議題紹介ステートメント---国内避難民

Cecilia Jimenes-Damary 国内避難民の人権に関する特別報告者

意見交換対話: 欧州連合、オーストリア、ジョージア、アゼルバイジャン、ミャンマー、ウクライナ、シリア、モロッコ、カメルーン、カナダ、英国、米国、アルジェリア、ロシア連邦、スイス、メキシコ、ノルウェー、マルタ騎士団、Mr. Jimenes-Damary

### ---人身取引

Siobhan Mullally 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者

意見交換対話: メキシコ、バングラデシュ、コーティヴォワール、中国、オーストラリア、ロシア連邦、ペラルーシ、ルクセンブルグ、英国、スイス、リヒテンシュタイン、ギリシャ、マレーシア、アイルランド、ベルギー、カタール、ルーマニア、ドイツ、マルタ騎士団、欧州連合、Ms. Mullally

### ---奴隷制度

小保方智也現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者

意見交換対話: 米国、欧州連合、リヒテンシュタイン、ロシア連邦、アルジェリア、中国、日本、カタール、モーリタニア、小保方氏

### ---開発

1. Saad Alfarargi 開発への権利に関する特別報告者

意見交換対話: マレーシア、アルジェリア、パキスタン、チュニジア、キューバ、イラン、エリトリア、エジプト、ロシア連邦、アゼルバイジャン、シリア、Mr. Alfarargi

2. Zamir Akram 開発への権利に関する政府間作業部会議長・報告者

意見交換対話: 欧州連合、ヴェネズエラ、キューバ、パキスタン、エリトリア、ロシア連邦、アルジェリア、マレーシア、ナイジェリア、中国、カメルーン、エジプト、Mr. Acram

3. Mihir Kanade 開発へまの権利に関する専門家メカニズム議長・報告者

意見交換対話: ロシア連邦、カメルーン、アルジェリア、中国、インド、イラン・イスラム共和国、Mr. Kanade

## 10月18日(火)午前・午後 第23回・24回会議

議題 69(継続)

### 議題紹介ステートメント---強制失踪

1. Carmen Rosa Villa Quintana 強制失踪に関する委員会議長

意見交換対話: クロアチア、米国、ウクライナ、欧州連合、アルゼンチン、中国、フランス、メキシコ、ルクセンブルグ、日本、Ms. Quintana

2. Aua Balde 強制または任意によらない失踪に関する国連作業部会議長・報告者

意見交換対話: 欧州連合、日本(外国人の誘拐は一形態の強制失踪であり、朝鮮民主主義人民共和国による日本国民の拉致に注意を引き、被害者が何年にもわたって耐えてきた途方もない苦しみに注意を引きたい。多くの被害者の家族が亡くなっているため、一刻も猶予できない。すべての拉致被害者の日本への帰還を実現するよう朝鮮民主主義人民共和国に要請する)、朝鮮民主主義人民共和国(我が国に対する全ての申し立てを拒否する。実際は、朝鮮民主主義人民共和国こそ拉致の被害者であるのだが、日本は政治的目的でこの問題を操作し続けてきた。日本は記録上最悪の戦争犯罪国であり、拉致国であり、前世紀の朝鮮占領中に、

840 万人の罪のない朝鮮人を強制的に拉致し、100 万人以上を殺害した。)、ミャンマー、シリア、ベルギー、アルゼンチン、フランス、パキスタン、サウディアラビア、インド、アゼルバイジャン、キプロス、モロッコ、Ms. Balde

#### ---プライバシーへの権利

Ana Brian Nougreres プライヴァシーへの権利に関する特別報告者

意見交換対話: 米国、ロシア連邦、マルタ、オランダ、アルジェリア、ドイツ、中国、欧州連合、Ms. Nougreres

#### ---移動労働者

Edgar Corzo Sosa すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する委員会議長

意見交換対話: アルジェリア、トルコ、チリ、欧州連合、メキシコ、ナイジェリア、マレーシア、Mr. Sosa

#### ---移動者

Felipe Gonzales Morales 移動者の人権に関する特別報告者

意見交換対話: ヴェネズエラ、欧州連合、キューバ、米国、ハンガリー、アルジェリア、ベラルーシ、エジプト、ロシア連邦、中国、ルクセンブルグ、スイス、メキシコ、チリ、バングラデシュ、ナイジェリア、ギリシャ、マレーシア、コロンビア、トルコ、ポルトガル、モロッコ、マルタ騎士団、Ms. Morales

#### ---教育

Farida Shaheed 教育への権利に関する特別報告者

意見交換対話: 欧州連合、キューバ、イラン、米国、ロシア連邦、ナイジェリア、中国、ギリシャ、マレーシア、チェコ共和国、ルクセンブルグ、エリトリア、カメルーン、カタール、英国、マルタ、サウディアラビア、ポルトガル、アルジェリア、エルサルヴァドル、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、Ms. Shaheed

## 10月19日(水)午前・午後 第25回・26回会議

議題 69(継続)

#### 一般討論

アイルランド(78 各国と欧州連合を代表)、コスタリカ(保護する責任友好国グループを代表)、東ティモール(LGBTI 核心グループを代表)、チェコ共和国(欧州連合を代表)、欧州連合、ベリーズ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、リベリア(69 各国を代表)、中国(25 各国を代表)、リヒテンシュタイン、ドミニカ共和国(中米を代表)、ヴェネズエラ(国連憲章擁護友好グループを代表)、シンガポール、スイス、ポーランド、サウディアラビア、ロシア連邦、フィリピン、サウディアラビア、コロンビア、メキシコ、英国、インド、イスラエル、ホンデュラス、スロヴァキア、マレーシア、タイ、カタール、アルメニア、キプロス、オーストリア、カメルーン、ベラルーシ、キューバ、ギリシャ、カナダ、エルサ

ルヴァドル、アルゼンチン、ホーリーシー、ベルギー、ウクライナ、チェコ共和国、モーリタニア、朝鮮民主人民共和国、ウルグアイ、ブルキナファソ、アラブ首長国連邦、ノルウェー、クウェート、スウェーデン、ナイジェリア、ルワンダ、アルジェリア、モザンビーク、トルコ、パナマ、ブルネイ・ダルサーラム、グアテマラ、モルドヴァ共和国、オーストラリア、ジンバブエ、ヴェトナム、東ティモール、ネパール、シリア、チリ、中国

答弁権行使: 朝鮮民主人民共和国、シリア、トルコ、キプロス

## 10月20日(木)午前・午後 第27回・28回会議

議題 69(継続)

### 議題紹介ステートメント---マイノリティ問題

Fernand De Varennes マイノリティ問題に関する特別報告者

意見交換対話: 米国、イラン、シリア、ロシア連邦、ポーランド、カメルーン、パキスタン、インド、リヒテンシュタイン、オーストリア、スイス、スロヴェニア、中国、朝鮮民主人民共和国、モルディヴ、欧州連合、マルタ騎士団、Mr. De Varennes

### ---文化的権利

Alexandra Xanthaki 文化的権利の分野での特別報告者

意見交換対話: タンザニア連合共和国、欧州連合、米国、キューバ、ポーランド、パキスタン、トルコ、中国、インド、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、ポルトガル、アルジェリア、カメルーン、ナイジェリア、Mr. Xanthaki

### ---白皮症

Muluka-Anne Miti-Drummond 白皮症の人による人権の享受に関する独立専門家

意見交換対話: タンザニア連合共和国、ナイジェリア、南アフリカ、欧州連合、中国、Ms. Miti-Drummond

### 一般討論

韓国、フィジー、パキスタン、エチオピア、ニカラグア、米国、イラン、ブラジル、イエメン、日本(孫崎馨公使: ロシア連邦のウクライナに対する侵略は、国際秩序の基盤そのものを損ない、武力の使用を禁じている国際法の重大な侵害である。これを受け入れられないものと非難し、国際人道法と人権法を含め、国際法を尊重する責務に完全に従うようロシア連邦に要請する。ミャンマーの被拘束者の処刑を嘆かわしく思い、即座に暴力を止め、被拘束者を釈放し、民主的な政治体制を早く回復するために、具体的行動を取るようミャンマー国軍への呼びかけを繰り返す。新疆ウイグル自治区における人権状況に関する報告書に関して、透明性のある説明を提供することを含め、さらに積極的で具体的な行動を取るよう中国に要請する。朝鮮民主人民共和国による拉致を日本の主権と国民の生命と安全に悪影響を及ぼす重大問題として、すべての拉致被害者の即時返還を実現するよう北朝鮮に要請する。Mahsa Amini の死亡に続く抗議が数多くの死傷者という結果となった

イランの状況についてさらに懸念を表明する。)、エストニア、コーティヴォワール

#### 意見交換対話---国際連帯

Obiora C. Okafor 人権と国際連帯に関する独立専門家

意見交換対話:アゼルバイジャン、キューバ、ヴェネズエラ、アルジェリア、カメルーン、ロシア連邦、イラン、中国、コスタリカ、マルタ騎士団、Mr. Okafor

#### ---身体的・精神的健康

Tlaleng Mofokeng 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者

意見交換対話: 欧州連合、エジプト、中国、キューバ、HIV/エイズ国連合同計画(国連エイズ)、米国、ポルトガル、ブラジル、アルジェリア、Ms. Mofokeng

#### ---上下水道

Pedro Arrojo-Agudo 安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者

意見交換対話: スペイン、ブラジル、アイスランド、エジプト、シリア、アルジェリア、米国、タンザニア連合共和国、欧州連合、Mr. Arrojo-Agudo

#### 一般討論(継続)

バングラデシュ、コスタリカ、アイスランド、インドネシア、アゼルバイジャン、キリバティ、エジプト、アルバニア、ドイツ、タンザニア連合共和国、ポルトガル

答弁権行使: サウディアラビア、中国

### 10月21日(金)午前・午後 第29回・30回会議

議事項目 69(継続)

#### 議題紹介ステートメント---環境

1. David Richard Boyd 人権と環境に関する特別報告者

意見交換対話: 米国、欧州連合、キューバ、ルクセンブルグ、マレーシア、アルジェリア、シリア、ポルトガル、メキシコ、スイス、スロヴェニア、フランス、韓国、ドイツ、ナミビア、ブラジル、マルタ騎士団、Mr. Boyd

2. Marcos Orellana 有害物質と廃棄物の環境的に健全な管理と処分の人権にとっての意味合いに関する特別報告者

意見交換対話: 欧州連合、マーシャル諸島、ナイジェリア、アルジェリア、中国、イラン、Mr. Orellana

#### ---気候変動

Ian Fry 気候変動の状況での人権の推進と保護に関する特別報告者

意見交換対話: 欧州連合、オーストラリア、アイランド、フィジー、ロシア連邦、パキスタン、ポーランド、ルクセンブルグ、ブラジル、リヒテンシュタイン、英国、インド、

中国、イラン、アイスランド、バングラデシュ、Mr. Fry

#### 一般討論(継続)

ミクロネシア連邦国家、フランス、アフガニスタン、モロッコ、スーダン、ミャンマー、リビア、マダガスカル、テュニジア、ルーマニア、国際赤十字委員会(ICRC)、中国

答弁権行使: シリア

#### 議題紹介ステートメント(継続)---障害者

##### 1. Gerard Quinn 障害者の権利に関する特別報告者

意見交換対話: イスラエル、米国、カタール、ロシア連邦、ハンガリー、中国、国際赤十字委員会、モロッコ、ルクセンブルグ、英国、フィンランド、ベラルーシ、オーストラリア、ニュージーランド、ポーランド、ルーマニア、アイルランド、朝鮮民主人民共和国、欧州連合

##### 2. Rosemary Kayess 障害者の権利委員会議長

意見交換対話: 欧州連合、メキシコ、日本(包摂的社会を実現する際の社会的障害を除去する作業に注目し、「障害者の権利条約」の締約国との協力を強化する際の委員会の役割を議長はどう考えているのか尋ねる)、アイスランド、マリ、ベラルーシ、コーティヴォワール、ロシア連邦、Ms. Kayess

##### 3. Fabian Salvioli 真実・正義・補償・再発防止の保証に関する特別報告者

意見交換対話: 米国、アルゼンチン、スイス、クロアチア、ベルギー、コロンビア、ロシア連邦、欧州連合、Mr, Salvioli

### 10月25日(火)午前・午後 第31回・32回会議

#### 議題 69(継続)

#### 議題紹介ステートメント(継続)---宗教の自由

##### Nazila Ghanea 宗教または信念の自由に関する特別報告者

意見交換対話: 米国、インドネシア、欧州連合、パキスタン、インド、中国、カナダ、イラン、オランダ、キューバ、オーストリア、ノルウェー、ポーランド、ギリシャ、モロッコ、ハンガリー、Ms. Chanea

#### ---刑の執行

##### Morris Tidball-Binz 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者

意見交換対話: メキシコ、米国、欧州連合、パキスタン、インド、アルメニア、ミャンマー、コーティヴォワール、英国、スウェーデン、中国、イラン、エジプト、Mr. Tidball-Binz

#### ---テロリズム

##### Fionnuala Ni Aolain 対テロ中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者

意見交換対話: メキシコ、欧州連合、キューバ、中国、コスリカ、パキスタン、米国、コーティヴォワール、スイス、ロシア連邦、カタール、英国、モロッコ、アイルランド、インド、マルタ騎士団、Ms. Aolain

#### ---国際秩序

Livingstone Sewanyana 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家

意見交換対話: アゼルバイジャン、ヴェネズエラ、キューバ、アルジェリア、中国、Mr. Sewanyana

#### ---外国の負債

Attiya Waris 外国の負債及びその他の国家の関連財政責務が人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家

意見交換対話: キューバ、ロシア連邦、中国、カメルーン、アルジェリア、マリ、Ms. Waris

#### ---多国籍企業及びその他の企業

Fernanda Hopenhaym 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会議長

意見交換対話: モロッコ、ルクセンブルグ、マレーシア、ポルトガル、米国、中国、シリア、スイス、フランス、アイルランド、ロシア連邦、欧州連合、Ms. Hopenhaym

#### ---ミャンマー特使

Noeleen Heyzer ミャンマーに関する事務総長特使

意見交換対話: ミャンマー、バングラデシュ、欧州連合、タイ、メキシコ、ロシア連邦、リヒテンシュタイン、フランス、トルコ、ドイツ、ノルウェー、日本、中国、Ms. Noeleen Heyzer

### 10月26日(水)午前・午後 第33回・34回会議

議事項目 69(継続)

#### 非同盟運動によるステートメント

アゼルバイジャン

#### ---ミャンマーの人権状況

Thomas Andrews ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

意見交換対話: ミャンマー、バングラデシュ、ロシア連邦、英国、カナダ、マレーシア、サウディアラビア、タイ、オーストラリア、米国、韓国、リヒテンシュタイン、スイス、チェキア、ノルウェー、ルクセンブルグ、ベラルーシ、日本、フィンランド、中国、欧州連合、 Mr. Thomas

#### ---朝鮮民主人民共和国

Elizabeth Salmon 朝鮮民主人民共和国における人権状況に関する特別報告者

意見交換対話: 米国、欧州連合、日本( 拉致の問題に光を当てて、朝鮮民主人民共和国から拉致被害者全員の即時返還を要請する。外国人の拉致を含め、強制失踪の申し立てに対処し、行方不明の人々の所在に関して家族に正確な情報を提供するよう平壤に勧める。平壤の継続する核ミサイルの開発に関して、安全保障理事会決議を順守し、国民の福祉に重点を置くよう北朝鮮に要請を継続するよう国際社会に勧める。)、韓国、ヴェネズエラ、ペラルーシ、イラン、ペルー、赤道ギニア、スイス、ノルウェー、チェキア、ヴェトナム、ロシア連邦、ラオス、英国、シリア・アラブ共和国、中国、ドイツ、ナイジェリア、オーストラリア、Ms. Salmon

#### ---アフガニスタン

Richard Bennett アフガニスタンの人権状況に関する特別報告者

意見交換対話: アフガニスタン、パキスタン、欧州連合、オーストラリア、アイルランド、メキシコ、米国、ロシア連邦、中国、スイス、ポルトガル、ルクセンブルグ、インドネシア、カナダ、ストリア、チリ、カタール、オランダ、マレーシア、イラン、リヒテンシュタイン、ノルウェー、ポーランド、英国、フランス

#### ---ペラルーシ

Anais Marin ペラルーシの人権状況に関する特別報告者

意見交換対話: 欧州連合、米国、オーストラリア、オーストリア、クロアチア、ポーランド、スイス、リトアニア、リヒテンシュタイン、チェキア、英国、ドイツ、Mr. Marin

#### ---イラン

Javaid Rehman イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者

意見交換対話: イラン、カナダ、パキスタン、キューバ、ヴェネズエラ、オーストラリア、ノルウェー、欧州連合、スリランカ、イラン、ニカラグア、イスラエル、リヒテンシュタイン、朝鮮民主人民共和国、日本、米国、オランダ、ルクセンブルグ、スペイン、アイスランド、英国、シリア、ロシア連邦、ペラルーシ、ドイツ、スイス、中国、エリトリア、フランス、Mr. Rehman

#### ---シリア

Paulo Sergio Pinheiro シリア・アラブ共和国に関する独立国際委員会議長

意見交換対話: シリア、米国、オーストラリア、ロシア連邦、中国、ニカラグア、英国、欧州連合、フランス、リヒテンシュタイン、オランダ、ルクセンブルグ、スイス、ドイツ、ペラルーシ、イラン、トルコ、エリトリア、マルタ騎士団、Mr. Megally

答弁権行使: シリア

## 10月27日(木)午前・午後 第35回・36回会議

議題 69(継続)

### 議題紹介ステートメント---被占領のパレスチナ領土

1. Navanethem Pillay パレスチナ被占領地に関する調査委員会議長

意見交換対話: イスラエル、パレスチナ国、欧州連合、グアテマラ、オーストラリア、アルバニア、南アフリカ、ロシア連邦、イラン、テュニジア、ナミビア、パレスチナ国、オランダ、キューバ、ハンガリー、マレーシア、ドイツ、ウルグアイ、オーストリア、英国、マーシャル諸島、アルバニア、ブルガリア、チェキア、アイルランド、リビア、パラオ、テュニジア、米国、シリア、マルタ、イタリア、Ms. Pillay

2. Francesca Albanese 1967年以來被占領のパレスチナ領土における人権状況に関する特別報告者

意見交換対話: パレスチナ国、キューバ、南アフリカ、インドネシア、イラン、英国、ルクセンブルグ、エジプト、チリ、ヴェネズエラ、朝鮮民主人民共和国、シリア、サウジアラビア、マレーシア、カタール、ミクロネシア、ノルウェー、アゼルバイジャン、ニジェール、ロシア連邦、中国、テュニジア、ナミビア、マリ、欧州連合

### ---ソマリア

Isha Dyfan ソマリアの人権状況に関する独立専門家

意見交換対話: ソマリア、米国、欧州連合、英国、メキシコ、中国、ルクセンブルグ、Ms. Dyfan

### ---エチオピア

Kaari Betty Murungi エチオピアに関する人権専門家の国際委員会議長

意見交換対話: エチオピア、南アフリカ、ヴェネズエラ、エリトリア、中国、リヒテンシュタイン、欧州連合、米国、スペイン、スイス、オーストラリア、英国、キューバ、ロシア連邦、アイルランド、ルクセンブルグ、ドイツ、トルコ、カメルーン、ナイジェリア、Steven Ratner 委員会委員

### ---ブルンディ

Fortune Gaetan Zongo ブルンディの人権状況に関する特別報告者

意見交換対話: ブルンディ、ニカラグア、中国、ロシア連邦、欧州連合、米国、ヴェネズエラ、キューバ、ベラルーシ、イラン、英国、ナイジェリア、カメルーン、ノルウェー、Mr. Zongo

### ---エリトリア

Mohamed Abdelsalam Babiker エリトリアの人権状況に関する特別報告者

意見交換対話: エリトリア、米国、ヴェネズエラ、南アフリカ、英国、エチオピア、中国、ロシア連邦、キューバ、ニカラグア、朝鮮民主人民共和国、エジプト、ナイジェリア、ノルウェー、カメルーン、シリア、イラン、ベラルーシ、ブルンディ、欧州連合、

Mr. Babiker

is

## 10月28日(金)午前・午後 第37回・38回会議

議事項目 69(継続)

### 議題紹介ステートメント(継続)---生活水準

Bakajrishnan Rajagopal 適切な生活水準への権利の要素としての適切な住居及びこの状況での非差別への権利に関する特別報告者

意見交換対話:、米国、欧州連合、ロシア連邦、ドミニカ共和国、カメルーン、中国、インド、イラン、シリア、Mr.Rajagopal

### ---食料

Michael Fakhri 食料への権利に関する特別報告者

意見交換対話: アゼルバイジャン、ロシア連邦、ドミニカ共和国、欧州連合、インドネシア、アンゴラ、ソマリア、ポルトガル、イラン、カメルーン、ベラルーシ、日本、キューバ、中国、ナイジェリア、シリア、モロッコ、Mr. Fakhri

### ---極度の貧困

Olivier De Schutter 極度の貧困と人権に関する特別報告者

意見交換対話: フランス、カメルーン、アンゴラ、中国、マルタ騎士団、ルクセンブルグ、ロシア連邦、シリア、欧州連合、Mr. Schutter

### ---平和的集会と結社

Clement Nyaletsossi Voule 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者

意見交換対話: スイス、リトアニア、米国、サウディアラビア、英国、パキスタン、ロシア連邦、カタール、欧州連合、ベルギー、Mr. Voule

### ---ハンセン氏病

Alice Cruz ハンセン氏病患者に対する差別の撤廃に関する特別報告者

意見交換対話: 日本(我が国は過去の隔離政策を廃止し、元患者とその家族に補償して、ハンセン氏病患者に対する差別を撤廃する政策を実施してきた。さらに、日本は、2020年の人権理事会でハンセン病患者とその家族に対する差別の撤廃に関する決議の採択に貢献した。)、欧州連合、コロンビア、バングラデシュ、ネパール、ポルトガル、中国、Ms. Cruz

### ---性的指向と性自認

Victor Madrigal-Borloz 性的指向と性自認に基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家

意見交換対話: 欧州連合、オーストラリア、アンゴラ、米国、日本(報告書の中の暴力を非難し、紛争中に LGBTI の人達が直面する暴力を通報する際の課題をどのようにうまく

解決できるのかを尋ねる。)、ジョージア、アルゼンチン、チリ、イスラエル、メキシコ、カナダ、コロンビア、ルクセンブルグ、ベルギー、アイルランド、スロヴェニア、スペイン、ウルグアイ、フランス、オランダ、英国、チェキア、アルバニア、ドイツ、アイスランド、マルタ騎士団、Mr. Madrigal-Borloz

## 10月31日(月)午前・午後 第39回・40回会議

議事項目 67: 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容の撤廃

(a)人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容の撤廃

(b)「ダーバン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップ

議事項目 68: 民族自決権

### 提出文書

1. 人種差別撤廃委員会報告書(A/77/18)
2. 言葉から現実へ: 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に反対する具体的行動の世界的呼びかけ: 「ダーバン宣言と行動計画」の実施に関する独立著名専門家部会報告書: 事務局メモ(A/77/233)
3. 現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容を煽ることを助長するナチズムの賞賛、ネオ・ナチズム及びその他の慣行と闘うことに関する現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/ )
4. 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容の完全撤廃と「ダーバン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップの世界的呼びかけ: 事務総長報告書(A/77/294)
5. アフリカ系の人々に関する専門家作業部会報告書: 事務総長メモ
6. 現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/77/ )
7. 国際アフリカ系の人々の10年の実施: 事務総長報告書(A/77/ )
8. 民族自決権: 事務総長報告書(A/77/265)
9. 人権を侵害し民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業文偉報告書: 事務総長メモ(A/77/268)

### 議題紹介ステートメント---国連人権高等弁務官事務所

Ilze Brands Kehris 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)人権事務総長補

意見交換対話: ナミビア、米国、中国、Mr. Brands

### ---アフリカ系の人々

Catherine S. Namakula アフリカ系の人々に関する専門家作業部会議長

意見交換対話: 欧州連合、ブラジル、米国、コーティヴォワール、ロシア連邦、ポルトガル、カメルーン、アルジェリア、シリア、Ms. Namakula

### ---「ダーバン宣言と行動計画」

1. Edna Maria Santos Roland 「ダーバン宣言と行動計画」の実施に関する著名独立専門家部会議長

意見交換対話: チリ、南アフリカ、コートイヴォワール、ロシア連邦、Ms. Santos Roland

2. Marie Chantal Rwakazina 「ダーバン宣言と行動計画」の効果的实施に関する政府間作業部会議長・報告者

意見交換対話: ロシア連邦、Ms. Rwakazir

### 一般討論

パキスタン(G77/中国を代表)、カナダ(50 か国を代表)、キューバ(66 か国を代表)、コンゴ民主共和国(南部アフリカ開発共同体を代表)、バハマ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、ドミニカ共和国(中米統合システムを代表)、サウディアラビア(湾岸協力諸国を代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、リヒテンシュタイン、ケニア、中国、ヴェネズエラ、南アフリカ、ロシア連邦、ベラルーシ

### 議題紹介ステートメント---人種差別

Verene Albertha Shepherd 人種差別撤廃委員会議長

意見交換対話: 欧州連合、ジャマイカ、カンボディア、ラオ人民民主主義共和国、カメロン、英国、米国、フランス、ロシア連邦、アルメニア、アゼルバイジャン、Ms. Shepherd

### ---排外主義と関連する不寛容

E. Tendayl Achiume 現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に関する特別報告者

意見交換対話: 米国、キューバ、イスラエル、欧州連合、ロシア連邦、ドイツ、オーストラリア、中国、ブルガリア、インドネシア、ハンガリー、カタール、ウルグアイ、アルバニア、ルーマニア、カナダ、オーストリア、英国、チェコ共和国、イタリア、ギリシャ、スペイン、パキスタン、アゼルバイジャン、グアテマラ、キプロス、朝鮮民主主義人民共和国、Ms. Achiume

### ---補助的基準

Kadra Ahmed Hassan 補助的基準の策定に関与する特別委員会議長・報告者

意見交換対話: 南アフリカ、欧州連合、ロシア連邦、Ms. Hassan

### 一般討論(継続)

コロンビア、インド、カメルーン、パキスタン、エジプト、イラン、マレーシア、ルクセンブルグ、シリア、ポルトガル、欧州連合、ベルギー

答弁権行使: インド、パキスタン

## 11月1日(火)午前・午後 第41回・42回会議

議事項目 67、68(継続)

### 議題紹介ステートメント---傭兵

Sorcha Macleod 人権を侵害し、民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会議長・報告者

意見交換対話: 欧州連合、キューバ、Ms. Macleod

### 一般討論(継続)

セネガル、フィジー、ホーリーシー、ナイジェリア、スリランカ、ガーナ、アルジェリア、ニカラグア、シンガポール、米国、キューバ、トルコ、ブラジル、エクアドル、アゼルバイジャン、ジョージア、コートイヴォワール、朝鮮民主人民共和国、インドネシア、ブルンディ、モロッコ、リビア、タンザニア連合共和国、国際移動機関、ジャマイカ、アルメニア

答弁権行使: 中国、アゼルバイジャン、アルメニア、アゼルバイジャン(2回目)、アルメニア(2回目)、エリトリア

議題 59: 国連難民高等弁務官報告書、難民、帰還民、国内避難民に気関連する問題及び人道問題

### 提出文書

1. 国連難民高等弁務官報告書(補遺第12号)(A/77/12)
2. 国連難民高等弁務官の執行プログラム委員会報告書(補遺第12号A)(A/77/53/Add.1)
3. アフリカの難民・帰還民・国内避難民への支援: 事務総長報告書(A/77/313)

### 議題紹介ステートメント

Filippo Grandi 国連難民高等弁務官

意見交換対話: 南アフリカ、エジプト、ブラジル、スウェーデン、米国、メキシコ、ミャンマー、バングラデシュ、インドネシア、レバノン、グアテマラ、イタリア、フランス、ポーランド、カナダ、カタール、リヒテンシュタイン、エルサルヴァドル、ポルトガル、アルジェリア、スイス、トルコ、アルバニア、イラン、カメルーン、マラウイ、ナイジェリア、モロッコ、マルタ騎士団、Mr. Grandi

### 一般討論

欧州連合、ヴェネズエラ(「国連憲章」擁護友好国グループを代表)、サウディアラビア(湾岸協力会議を代表)、ロシア連邦、エジプト、中国、ケニア、南アフリカ、コロンビア、レバノン、カメルーン、ホンデュラス、ベラルーシ、マレーシア、タイ、ヨルダン、クウェート

## 11月2日(水)午前・午後 第43回・44回会議

議事項目 59(継続)

### 一般討論(継続)

アンゴラ、ナイジェリア、ウクライナ、米国、ミャンマー、アゼルバイジャン、ギリシャ、モザンビーク、コートジボワール、インド、ジョージア、アンゴラ、シリア、エリトリア、パキスタン、エチオピア、オーストラリア、トルコ、アルバニア、モンテネグロ、日本(山中修大使: ロシア連邦のウクライナ侵略は、多くの人々を危険にさらし、その影響は世界中で感じられている。日本は人道と輸送支援に約4,000万ドルを提供している。難民を受け入れる際の近隣諸国の必要性を強調して、その他の人道危機が、適切に資金提供されていないことに懸念を表明する。連帯と難民のための世界コンパクトの原則を保障するために日本は、その支援を継続し、2023年の世界難民フォーラムを共同主催するつもりである。重荷を分かち合う方法として、強制移動させられた人々を第3国に入国させることに対する支援を唱え、UNHCRの作業を賞賛する。)、ウガンダ、セルビア、モロッコ、国際赤十字赤新月社連盟

答弁権行使: ロシア連邦、アルジェリア、モロッコ、アルジェリア(2回目)、モロッコ(2回目)

議事項目 64: 人権理事会

### 提出文書

1. 人権理事会報告書(補遺第53号)(A/77/53)
2. 人権理事会報告書(補遺第53号A)(A/77/53/Add.1)

### 議題紹介ストートメント

Federico Villegas 人権理事会議長

意見交換対話: オランダ、オーストラリア、韓国、ラトヴィア、チリ、カメルーン、キューバ、エチオピア、中国、コスタリカ、スイス、ブラジル、アルゼンチン、英国、モロッコ、マラウイ、ナイジェリア、エルサルヴァドル、フランス、シリア、アンゴラ、イタリア、Mr. Villegas

### 一般討論

南アフリカ、サウジアラビア、インド、シリア、アルジェリア、エクアドル、アンゴラ、スペイン、キューバ、モロッコ、コスタリカ、ギリシャ、カメルーン、イラン、ナイジェリア、バングラデシュ、エリトリア、日本(山中修大使: 世界中の継続する人権・人道状況について懸念を唱え、人権理事会の現在の理事国として、日本は多国間の場と2国間の対話を通して人権を改善しようと努力している。この目的で、一つはカンボディアの技術援助に関するものと二つ目はフィリピンの人権保護に関する我が国が提出した決議案を指摘する。すべての人々の人権が、国の文化、政治的・経済的制度、社会経済的開発の程

度にかかわりなく尊重されるべきであることを強調する。)、ミャンマー

一般討論ステートメント数---837

議題	総数	内訳
社会開発	311	国グループ 7(青年 1)、各国 304(青年 34)
子どもの権利	117	国グループ 6、各国 111(青年 77)
女性地位向上	109	国グループ 6、各国 103(青年 3)
人権の推進と保護	103	国グループ 10、各国 92、国際団体 1
人種主義	56	国グループ 16、各国 39、国際団体 1
犯罪防止・刑事	46	国グループ 3、各国 42、国際団体 1
難民	42	国グループ 3、各国 38、国際団体 1
先住民族	34	国グループ 5、各国 28、国際団体 1
人権理事会	19	各国 19

## 11月4日(金)午前 第45回会議

### 決議の採択

1. 生活のための識字: 今後の議事を形成する(A/C.3/77/L.16/Rev.1)---PBI なし

主提案国: モンゴル

共同提案国: アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、アルメニア、ベルギー、ベリーズ、ブータン、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チャド、中国、コロンビア、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エルサルヴァドル、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、アイルランド、イスラエル、イタリア、ケニア、キルギスタン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モロッコ、ニカラグア、パラグアイ、ポルトガル、シンガポール、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリランカ、スウェーデン、英国、ウルグアイ

採択前ステートメント: 米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: ナイジェリア

2. 国連難民高等弁務官のプログラム執行委員会の拡大(A/C.3/77/L.37)---PBI なし

提案国: アンゴラ

コンセンサスで決議を採択

3. 先住民族の権利(A/C.3/77/L.20/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ボリヴィア

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、ベリーズ、カナダ、中央アフリカ共和国、コロンビア、コスタリカ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィン

ランド、グアテマラ、ホンデュラス、メキシコ、ニカラグア、ナイジェリア、マケドニア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー。スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：ニュージーランド(オーストラリア、カナダも代表)、ハンガリー、ルーマニア(ブルガリア、フランス、スロヴァキアを代表)、インド、セネガル、英国、リビア、イラク、マレーシア、ホーリーシー、エジプト

4. 現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・人種差別・関連する不寛容を煽ることを助長するナチズム、ネオナチズム及び他の慣行の賞賛と闘う(A/C.3/77/L.5)---PBI なし

主提案国：ロシア連邦

共同提案国：アゼルバイジャン、ベラルーシ、カンボディア、中央アフリカ共和国、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、赤道ギニア、ラオ人民民主主義共和国、マリ、ニカラグア、パキスタン、南アフリカ、スーダン、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

修正案 L.52 の提案：オーストラリア

一般コメント：チェコ共和国、北マケドニア、リベリア、ロシア連邦、アゼルバイジャン

賛成 63 票、反対 23 票、棄権 65 票で、修正案 L.52 を採択

一般コメント：アルメニア、カナダ、英国、米国、ウクライナ、日本(我が国はこの決議に反対票を投じる。この決議をウクライナへの侵略を正当化するために使おうとするモスクワの努力に対する我が国の非難を繰り返し述べる。)

賛成 105 票、反対 52 票、棄権 15 票で決議 L.5 を採択

採択後ステートメント：マリ、シンガポール、ヴェネズエラ、ニカラグア、クロアチア、オーストラリア、スロヴェニア、グアテマラ、キューバ、アイスランド、スリランカ、ロシア連邦、イスラエル、ベラルーシ、スイス、ヴェトナム、マレーシア、南アフリカ、スペイン、コロンビア、アルジェリア、オーストリア、イタリア、インドネシア、ニュージーランド、エリトリア、朝鮮民主主義人民共和国、アルバニア、エクアドル、エチオピア、シリア、中国、ブルンディ、エジプト

5. デジタル時代のプライバシーへの権利(A/C3/77/L.38)---PBI なし

主提案国：ブラジル

共同提案国：アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベリーズ、ブルガリア、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、北マケドニア、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、エルグアイ

一般コメント: ドイツ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国、英国

6. 犯罪防止と刑事司法に関する第 14 回国連会議のフォローアップと犯罪防止と刑事司法に関する第 15 回国連会議の準備(A/C.3/77/L.2)---PBI あり

提案者: 議長(経済社会理事会の勧告により)

コンセンサスで決議を採択

7. 更生と再統合を通して再犯を減らす(A/C.3/77/L.3)---PBI なし

提案者: 議長(経済社会理事会の勧告により)

コンセンサスで決議を採択

8. 民間セクターを含め、性的搾取と虐待から子どもを保護する国内的・国際的努力を強化する(A/C.3/77/L.4)---PBI なし

提案者: 議長(経済社会理事会の勧告により)

コンセンサスで決議を採択

## 11月10日(木)午前・午後 第46回・47回会議

### 決議の採択(継続)

9. 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力、ジェンダー固定観念及び否定的な社会規範を防止し、撤廃する努力の強化(A/C.3/77/L.21/Rev.1)---PBI なし

主提案国: オランダ

共同提案国: アルバニア、アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルガリア、カーボヴェルデ、カナダ、チリ、コロンビア、コンゴ、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、**日本**、ヨルダン、キリバティ、ラトヴィア、レバノン、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パナマ、バラグアイ、ペルー、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、シエラレオネ、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、東ティモール、ウクライナ、英国、米国、

10 の修正案の審議

修正案 L.56 の提案国: グアテマラ

修正案 L.57, L.58, L.59, L.60 の提案国: ロシア連邦

修正案 L.61, L.62, L.63, L.64, L.65 の提案国: エジプト

一般コメント：フランス、チェキア、インドネシア、アルゼンチン、フィンランド、日本(決議は、女性と女兒に対する暴力の根本原因に包括的に対処しており、第3委員会と総会によって以前に採択された決議に基づいている。さらに、修正案が出されている文言は、「機関」や国際社会一般で広く用いられている。決議を支持し、すべての修正案に反対票を投じるよう加盟国に要請する。)、英国、米国、スーダン、イラク、セネガル、オーストラリア

賛成 36 票、反対 96 票、棄権 31 票で、修正案 L.56 を否決  
賛成 30 票、反対 96 票、棄権 35 票で、修正案 L.57 を否決  
賛成 37 票、反対 99 票、棄権 27 票で、修正案 L.58 を否決  
賛成 41 票、反対 104 票、棄権 18 票で、修正案 L.59 を否決  
賛成 49 票、反対 95 票、棄権 18 票で、修正案 L.60 を否決  
賛成 38 票、反対 95 票、棄権 26 票で、修正案 L.61 を否決  
賛成 49 票、反対 95 票、棄権 17 票で、修正案 L.62 を否決  
修正案 L.63 は撤回される

賛成 57 票、反対 88 票、棄権 14 票で、修正案 L.64 を否決  
賛成 61 票、反対 86 票、棄権 14 票で、修正案 L.65 を否決

決議案全体についてのコメント：アルゼンチン、チェキア、ロシア連邦、コロンビア、チリ、英国、米国、ウルグァイ、グアテマラ、イラン

賛成 166 票、反対 0 票、棄権 15 票で決議を採択

票決後ステートメント：エリトリア、マレーシア、サウディアラビア、リビア、オーストラリア、イラク、ニカラグア、インドネシア、マリ、パキスタン、エジプト、ベラルーシ、バングラデシュ、カメルーン、メキシコ、カナダ、中国、エチオピア、ガンビア、イエメン、ナイジェリア、スーダン、モーリタニア、ホーリーシー

#### 決議内容

総会は、

2006 年 12 月 19 日の決議 61/143、2007 年 12 月 164/137、2008 年 12 月 18 日の決議 63/155、2009 年 12 月 18 日の決議 64/137、2010 年 12 月 21 日の決議 65/187、2012 年 12 月 20 日の決議 67/144 及び女性に対する暴力の撤廃に関する全てのその以前の決議、並びに、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化に関する 2014 年 12 月 18 日の決議 69/147、2016 年 12 月 19 日の決議 71/170、2018 年 12 月 17 日の決議 73/148 及び 2020 年 12 月 16 日の決議 75/161 を想起し、

「世界人権宣言」と「ウィーン宣言と行動計画」を再確認し、

すべての人権と基本的自由を推進し、保護する全ての国家の責務も再確認し、性に基づく差別は、「国連憲章」、「世界人権宣言」、「市民的・政治的権利国際規約」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「障害者の権利に関する条約」及び

「女性に対する暴力撤廃宣言」、「北京宣言」と「行動綱領」、「国際人口開発会議行動計画」及びこれらの見直し会議の成果、及び「国連先住民族権利宣言」をさらに再確認し、

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と CSW66 と以前の会期で採択された合意結論に含まれているジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成する公約を歓迎し、女性が持続可能な開発のための変革の担い手として重要な役割を果たしていることを認め、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することが、「持続可能な開発目標」とターゲットにわたって進歩を遂げることにとって極めて重要であることを認め、

ジェンダー平等の達成とすべての女性と女児のエンパワーメント達成のための暴力の撤廃のみならず、公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定に関する 2021 年 3 月 26 日の CSW65 と女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止に関する 2013 年 3 月 15 日の CSW57 を含め、CSW によって採択されたすべての以前の合意結論を想起し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)が開催し、市民社会とのパートナーシップでフランスとメキシコが共同議長を務める世代間平等フォーラムのように、この点でのすべての国際・地域・国内イニシャティヴに留意し、

人身取引と性的及びその他の型の搾取を含め、「持続可能な開発目標 5」、特にターゲット 5.2 と 5.3 に含まれている公的・私的領域でのすべての女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するという公約、持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を推進し、万人のために司法へのアクセスを提供し、「持続可能な開発目標 16」に含まれているあらゆるレベルでの効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築するという公約及び誰も取り残さないという公約も想起し、

女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃するために、人身取引と闘うことの重要性を認め、この点で、「人身取引と闘うための国連世界行動計画」のみならず、「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」の完全で効果的な実施の重要性を強調し、2 国間または多国間協力を通して、貧困、低開発、機会均等の欠如のような女性と女児を人身取引に対して脆弱にする要因を緩和する措置を取るかまたは強化する責務を再確認し、

特に地域社会レベルで認められることもなく、通報されることもないオフラインとオンラインの世界中での様々な形態と表れでの女性と女児に対する暴力の継続する広がりジェンダー固定観念と否定的な社会規範を含めた固定観念とジェンダー不平等と相当する刑事責任免除と説明責任の欠如を強化する差別的な社会規範について深く懸念し、世界のあらゆる地域での公的・私的領域でのすべての女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃する努力を強化する必要性を繰り返し述べ、女性と女児に対する暴力が、すべての人権の完全享受を侵害し、損なうことを繰り返し強調し、

世界中のあらゆる社会階層からの女性と女兒に対する暴力は、その人権と基本的自由の侵害、虐待または障害であり、従って、受け入れられないとを強調し、親密なパートナーからの暴力と婚姻内レイプを含め、ドメスティック・ヴァイオレンスが、依然として最も広がった最も目に見えない形態の暴力であることを大変に懸念し、

ジェンダーに基づく暴力と女性と女兒に対する有害な慣行の主要原因の中にあり、社会における女兒と思春期の女子の比較的低い地位を強化する歴史的・構造的な不平等、不平等な力関係、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範、認識、慣習及びジェンダーに基づく暴力と女性と女兒に対する有害な慣行の主要原因の中にあり、社会における女兒と思春期の女子の比較的低い地位を強化する女性と女兒の尊厳、完結性、自治に対する無視のインパクトを深く懸念し、

女性と女兒に対する暴力が、男性との関係で女性の地位が従属的とみなされ、その固定観念的役割が永続化される基本的な社会的・政治的・経済的手段の一つであり、暴力の正当化、通常化、許容、永続化と被害者とサヴァイヴァーの汚名に繋がる男性の支配または権力を主張する必要性を含め、女性に勝る男性の資格と特権の観念のように、この暴力は、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範に根があることを認め、

女性と女兒に対する差別的態度、ジェンダー固定観念、否定的な社会規範の撤廃に対する課題と障害も認め、ジェンダー不平等を撤廃するための国際基準と規範の実施において課題と障害が残っていることを強調し、

女性移動労働者が直面するかも知れない特別な困難を考慮に入れ、その良好な貢献を認める際の課題を認めつつ、ジェンダーに基づく暴力、性暴力、性的搾取と虐待、ドメスティック・ヴァイオレンス、フェミサイドを含めた女性と女兒のジェンダー関連の殺害、人種主義的・排外主義的行為と表現、差別、虐待的労働慣行、労働の搾取的条件及び強制労働とサービスを含めた人身取引、奴隷制度または奴隷制度に似た慣行を含め、移動女性と女兒に対して行われる重大な虐待と侵害の継続する報告に深い懸念を表明し、

障害を持つ女性と女兒が、彼女たちを非人間化し、幼児化し、物扱いにし、排除し、孤立化する固定観念に基づいて暴力の高い危険に直面していることを深く懸念し、

自由に配偶者を選び、自由で完全な合意でのみ婚姻し、強制、差別、暴力なく、性と生殖に関する健康を含め、セクシュアリティに関連する問題に関して、管理し、自由に責任を持って決定する権利を再確認し、尊厳、完結性、自治に対する完全な尊重を含め、性関係と生殖に関連する問題における平等な関係が、すべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の防止と撤廃に対するカギであることを認め、

母親であり妻としてのみの女性の役割と価値を描く固定観念が、女性と女兒、そして特に寡婦、一家の長である女性、独身及び離婚した女性、子どものいない女性及び不妊を経験している女性に対する差別と暴力を助長するかも知れないことを認め、

子ども時代に暴力にさらされ、暴力を経験している者は、女性と女兒に対する暴力の加害者になる高い危険にさらされており、人生の後になって暴力を経験する可能性がより高いことも認め、従って、世代間の暴力のサイクルを止める手助けをするために、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範を含め、暴力の根本原因に対処する必要性を認め、

ドメスティック・ヴァイオレンスを含め、女性と女兒に対する暴力と闘う際の家族の貢献と、そのような暴力を防止する際に家族が重要な役割を果たすことができることをさらに認め、女性が公的生活と労働市場における意思決定への参画を増やすことができるようにする手段として、無償のケアと家事労働の平等な分かち合いにおいて、パートナー、親、ケア提供者としての男性の責任を強調し、

暴力の高い危険にさらし、経験した暴力を複雑化し、経済的・政治的生活のみならず、社会への完全で平等で、意味ある効果的参画に対する主要な障害となる制度、財産と土地の所有権、相続、国籍、保健ケアとサービス、教育、司法、女性の雇用とクレジットへのアクセスを直接的・間接的に制限する法律、政策、規則、プログラム、行政手続きまたは構造、サービスと慣行のように、すべての女性と女兒に対する制度的・構造的差別に懸念を表明し、

社会的・経済的政策と教育と持続可能な開発の利益からの排除の結果である周縁化のみならず、女性の貧困とエンパワーメントの欠如が彼女たちを暴力の高い危険にさらすこともあり、女性と女兒に対する暴力が、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」及びその他の国際的に合意された開発目標の達成のみならず、地域社会と国家の社会的・経済的、従って持続可能な開発を妨げることを認め、

公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定と暴力の撤廃にとって極めて重要な女性の働く権利と職場での権利の実現に関連する関連国際労働機関の基準の重要性も認め、国際労働機関と基本原則と働く権利に関する国際労働機関宣言のディーセント・ワーク・アジェンダを想起し、その効果的実施の重要性に留意し、

これに限られるわけではないが、特に男性と男児の間のセクハラについての態度の変容と知識の強化に関連する質の高い教育、訓練、意識啓発キャンペーンを通して、女性と女兒に対する暴力を大目に見る仕事の世界のジェンダー固定観念と否定的社会規範を撤廃する必要性を強調し、並びに、同一価値労働に対する同一賃金を確保し、無償のケアと家事労働を認め、評価し、減らし、再配分する必要性を再確認し、

ジェンダー固定観念と否定的な社会規範に基づく職場での差別に妊婦または母親である多くの女性が直面していることを認め、そのような差別的態度が、仕事の世界ですべての女性に否定的な影響与えることもあることに留意し、

合意と境界の尊重と何が受け入れられない行為となるか、それをどのように通報するかに対処するジェンダーに対応した教育への平等なアクセスのみならず、教育機会が、女性

と女兒に対する暴力を防止し、ジェンダー固定観念や否定的な社会規範と闘い、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメント、女性の正規雇用と経済機会と経済的・社会的・文化的開発、ガバナンス及び意思決定への積極的参画を達成する効果的方法であることも認め、

女性と女兒に対する暴力を大目に見るジェンダー固定観念と否定的な社会規範と闘うために、保健ケア・ワーカー、警察、法律施行担当官及び刑務所職員、その他の関連専門職のための人権教育と訓練を提供または強化する必要性をさらに認め、

メディア及びデジタルの状況での女性と女兒及び彼女たちに対する暴力の画像、ビデオ及びその他のコンテンツ、特にレイプ、性的搾取及び性奴隷を描くものが、そのような暴力の継続する広がりをもたらし、美術、メディア及びその他の形態の通信が、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範をさらに悪化させ、維持または闘うこともあることを認め、

特にソーシャル・メディアのデジタルの状況でのセクハラと虐待を含め、女性と女兒に対する暴力の増加するインパクトとその刑事責任免除と法的防止措置と救済策の欠如が、関連ステイクホルダーとのパートナーシップで加盟国による行動の必要性を強調しており、そのような暴力には、ストーキング、殺すぞとの脅し、性暴力とジェンダーに基づく暴力の脅し、並びにトローリング、サイバーいじめ、性的性質の望まない言葉の上での行為又は言葉によらない行為、恣意的または違法な調査と取引、人身取引、脅し、検閲及びデジタル口座、携帯電話、その他の電子器具のハッキング、女性と女兒の信用を落とし黙らせることを通した公的生活への女性の平等な参画の制限、その健康、情緒的・心理的福利と安全を損なうこと、または彼女たちに対するその他の違反や侵害を扇動することが含まれるかも知れないことも認め、

国々の中には、成人の親密なまたは性的に明示的な画像の同意のないオンラインでの普及を犯罪化してきたところもあるという事実留意し、被害者がその他の刑法の規定にのみ頼る必要はないことを保障し、

女性と女兒に対する極端な形態の暴力となるフェミサイドとしても知られている女性と女兒のジェンダー関連の殺害を含め、女性と女兒に対する暴力が、裁判官と法律施行担当官の間の特にジェンダー・バイアスのために、最も罰せられることの少ない犯罪の中にあるという事実驚き、そのような犯罪に対する刑事責任免除をなくすことを含め、女性と女兒に対する暴力を防止し、対応する際に、法律施行担当官を含め、刑事司法制度のカギとなる役割を認め、

恥や汚名に繋がる時を含め、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範、及び司法と法的サービスへのアクセスに対する差別的な法的・实际的・構造的障害のみならず構造的差別を含めたあらゆる形態の差別、情報と意識の欠如、報復の恐れ、裁判官と法律施行のジェンダー・バイアス、再被害、ハラスメント、報復の可能性の危険、根強い刑事責任免

除、女性と女兒に対する暴力被害者のための不十分な資金、女性の生計の喪失または所得の減少のような否定的な経済的結果が、大勢の女性と女兒が通報したり、証人となったり、これら犯罪に対する一補償や司法を求めたりすることを妨げていることを強調し、

ジェンダー固定観念と否定的な社会規範を含め、受け入れられている社会規範、伝統、認識、固定観念に挑戦している女性人権擁護者、政治家、ジャーナリスト及びその他のメディア関係者、指導的地位にある女性は、ある形態の暴力に直面する一層の危険にさらされていることを認め、彼らに対する侵害と虐待に対する刑事責任免除が、通報、文書化、司法へのアクセスの欠如、そのような侵害と虐待から生じるかも知れない性暴力とジェンダーに基づく暴力と汚名に対処することに関する社会的障害と制約のような要因のために根強く続いていることを重大に懸念し、

小島嶼開発途上国を含めた特に開発途上国のすべての女性と女兒、特に脆弱な状況にある者は、子ども結婚と早期・強制結婚と女性性器切除の発生を含めた女性と女兒に対する暴力と有害な慣行のみならず、既存の構造的不平等をさらに悪化させるかもしれない気候変動、環境悪化、生物多様性の喪失、極端な天候と自然災害及びその他の環境問題の否定的インパクトによってしばしば不相応な悪影響を受けることを深く懸念し、気候変動と環境悪化が女性と女兒に対する暴力に与えるインパクトについての十分なデータと理解の欠如を強調し、

複雑な人道緊急事態の悪影響を受けた地域とテロと紛争の悪影響を受けた地域で暮らしている特に性暴力とジェンダーに基づく暴力を含め、あらゆる形態の暴力の被害者でありサヴァイヴァーであるすべての女性と女兒には、その身体的・精神的健康と性と生殖に関する健康に関するものを含め、特別なニーズがあり、テロと関連する人道危機と人々の強制移動に繋がる時の世界的な保健の脅威、気候変動、より頻繁で強烈な自然災害、紛争、暴力的な極端主義が、ここ数十年で遂げられた開発の進歩の多くを逆転する恐れがあり、包括的に評価し、対処する必要のある女性と女兒に与える特別な否定的インパクトを持つことを認め、

男性と男児はより平等な力関係のために具体的行動を支援し取る必要があることを強調し、従って、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成し、家父長的男らしさと性差別主義と女嫌いのようなジェンダー固定観念と否定的な社会規範と闘うことにより、あらゆる形態の性暴力とジェンダーに基づく暴力を防止し、撤廃する際の戦略的パートナー、同盟者、受益者として、男性と男児を完全にかかわらせる必要性を強調し、

女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃し、市民社会が自由に安全に活動することを認めるために立案されるジェンダーに対応した政策、規則、法律の開発、実施、評価に、暴力被害者とサヴァイヴァーを含め、多様な女性と女性と女兒の権利団体と女性団体への完全で、効果的で、平等で、意味のある参画を推進する必要性を認め、

1. 暴力はジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントと、その人権の完全実現に対する障害であることを認め、人生の連続と全体を通して度々起こるすべての女性と女児に対するあらゆる形態の暴力とその根強さと広がり強く非難する。

2. 「女性と女児に対する暴力」は、そのような行為の脅し、強制または恣意的な自由の剥奪を含め、公的または私的生活、オンラインとオフラインで起ころうとも、身体的・性的・心理的・経済的害悪または女性と女児に対する苦しみという結果となるまたはその可能性があることを強調し、そのような暴力が引き起こす経済的・社会的害悪に留意する。

3. オフラインでもオンラインでも、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を強く非難するよう各国に要請し、その撤廃に関する責務を避けるために、慣習、伝統または宗教的配慮を引き合いにだすべきではなく、あらゆる適切な手段により、遅滞なく、「女性に対する暴力撤廃宣言」に書かれている通り、女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃政策を追求するべきであることを再確認する。

4. 女性と女児を搾取と暴力と虐待の比較的高い危険にさらす重複し重なりあう形態の暴力に対処し、ジェンダー固定観念、否定的な社会規範、女性と女児に対する暴力を引き起こしまたは永続化する態度と行為を防止し、社会へのその参画とリーダーシップを保障する措置を実施するよう各国に要請する。

5. すべての女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃する包括的で、多部門的で、調整された、効果的な、ジェンダーに対応した措置をとり、以下を含め、構造的な底辺にある原因と危険要因に対処するよう各国に要請する：

(a)性暴力とジェンダーに基づく暴力、親密なパートナーからの暴力と婚姻内レイプを含めたドメスティック・ヴァイオレンス、オンライン暴力、セクハラ、ジェンダー関連の女性と女児の殺害と女性幼児殺し、子ども結婚と早期・強制結婚と女性性器切除を含めたすべての女性と女児に対するあらゆる形態の暴力と有害な慣行を防止し撤廃し、そのような事例に対する刑事責任免除をなくす法律と政策を立案し、実施すること。

(b)女性と女児に対する暴力を正当化し、正常化し、大目に見、または永続化し、被害者とサヴァイヴァーに汚名を着せるあらゆる形態の女性と女児に対する差別、家父長的価値観、不平等な力関係、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範、認識と慣習と有害な社会規範、態度及び行動を含め、ジェンダー不平等の根本原因に対処し、撤廃すること。

(c)すべての女性と女児に対する暴力を大目に見る差別的態度と社会的・文化的な行動のパターンを撤廃することを目的とするジェンダーに対応した政策、規則、法律を立案し、実施することにより、それによって女性と女児が男性と男児に従属するものとみなされており、底辺にあり、男性支配を永続化しているすべての公的・私的領域での差別、ジェンダー固定観念、否定的社会規範、態度と行動と不平等な力関係を防止し、撤廃すること。

(d)女性と女児に対する違った態度に表れ、彼女たちの生活状態の悪化、貧困、暴力、

様々な形態の差別とその人権の制限または否定につながる要因の中にある、人種主義、人種差別、排外主義及び関連する不寛容を永続化するジェンダー固定観念と否定的社会規範に対処し、撤廃すること。

(e)移動女性と女兒に対する誤報と汚名と闘うために、教育と情報の普及を含め、彼女たちに対するあらゆる形態の暴力の構造的な底辺にある原因に対処し、その良好な貢献を認めることにより彼女たちについての否定的な認識と闘い、ジェンダー平等問題に対する認識を高め、その経済的エンパワーメントとディーセント・ワークへのアクセスを推進することにより、移動女性労働者を含め、移動女性と女兒に対する暴力に繋がることもあるジェンダー固定観念と否定的な社会規範を撤廃すること。

(f)特に女性の経済的自治を強化し、質の高い教育と訓練と料金が手ごろで適切な公共・社会サービスの機会と資金と基本サービスへの完全で平等なアクセス、並びに財政的な、自然の、生産資源とディーセント・ワーク、同一価値労働同一賃金、土地及びその他の財産を所有し、アクセスし、管理する完全で平等な権利を女性に保証する社会・経済政策を採用し、実施し、女性と女兒の相続権を保証し、暴力に対する脆弱性を減らすために、女性の無宿と不適切な住居の増加する率に対処する適切な措置をさらに取ることにより社会と意思決定プロセスへの完全で、効果的で、平等で、意味ある参画を保障することにより、女性をエンパワーする措置を取ること。

(g)ジェンダー固定観念と否定的な社会規範を撤廃することを含め、仕事の世界であらゆる年齢の女性に対するあらゆる形態の暴力とハラスメントを撤廃する法律と政策を制定または強化し、施行すること。

(h)女性と女兒の無償のケア労働と非正規の家事労働の不相応な割合を認め、減らし、再配分し、貧困根絶措置、労働政策、公共サービスと社会保護プログラムを通して、根強い貧困の女性化と取り組み、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範、態度と行動、女性と女兒が男性と男児に従属するものとみなされ、この不均衡の根にある不平等な力関係を含め、差別とジェンダー不平等に対処する措置を採用すること。

(i)政策と法的枠組みの開発と施行、質の高い、包括的な性と生殖に関する保健ケア・サービス、商品、情報及び安全で効果的な現代の避妊法、思春期の妊娠の防止プログラム、熟練した出産介添えのような妊産婦保健ケア、産科フィステュラとその他の妊娠と出産の併発症を減らす緊急産科ケア、国内法でそのようなサービスが許可されている場合には安全な中絶、生殖器官感染、性感染症、HIVと生殖器官癌の治療を通して、「国際人口開発国際会議行動計画」、「北京行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書に従って、すべての女性の人権とその性と生殖に関する健康と権利の推進と保護を保障し、人権には、性と生殖に関する健康を含め自分のセクシュアリティに関連する問題に関して、強制・差別・暴力なく、自由に責任をもって管理し、決定する権利が含まれることを認めること。

(j)差別的な慣行、社会的または文化的態度、または法的・経済的状况から出てきたものであろうとなかろうと、入学におけるジェンダー格差と教育制度、カリキュラム、教材におけるジェンダー固定観念と否定的な社会規範を防止し、撤廃することを目的とするプログラムを開発し、実施すること。

(k)すべての関連ステイクホルダーとのパートナーシップで、学校と地域社会で、効果的な暴力防止・対応活動を実施し、すべての人々を尊厳と尊重を持って待遇することの重要性に関して幼い頃より子どもたちを教育し、同意と非暴力的行動とけじめの尊重と何が受け入れられない行動となるかとそれをどのように伝えるかを支持し、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範を撤廃し、自尊心と情報を得た意思決定と意思疎通の技術を築き、ジェンダー平等と包摂と人権の尊重に基づいて尊重し合う関係の重要性を推進する教育プログラムと教材を立案すること。

(l)HIV の感染及びその他の危険から身を守ることができるように、自尊心を築き、情報を得た意思決定、意思の疎通、危険削減技術を育成し、若い人々、両親、法的後見人、ケア提供者、教育者、保健ケア提供者との完全なパートナーシップで、発達する能力に従って、両親と法的後見人からの指示とガイダンスに従って、基本的問題として子どものエンパワーメント、人権、月経衛生を含めた身体的・精神的・思春期の発達及び男女間の関係における力に従って、文化的状況に関連し、固定観念化したジェンダー役割を対象とし、良好な男らしさを含め、ジェンダー平等と非差別の価値を推進し、学校の内外にいる思春期の女子と男子、若い男女に提供する科学的に正確で年齢にふさわしい包括的教育を含め、正規・非正規の教育プログラムを優先して、適宜、国際団体、市民社会及び NGO の支援を得て、政策とプログラムを開発すること。

(m)女性の完全で平等で効果的で意味ある指導的地位と政治的及びその他の意思決定の地位への参画を妨げる、政治的・法的・文化的・社会的・経済的・制度的・宗教的障害を含めた障害を除去し、指導的地位にむけて女性を推進することは女性と女兒に対する暴力の危険をかなり減らすかも知れないことを考慮に入れ、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃し、脅しや報復の恐れなく、市民社会が自由に安全に活動できるようにするために立案されたジェンダーに対応した政策と規則と法律の開発、実施、評価への、暴力の被害者とサヴァイヴァーを含めた女性と女性団体の完全で、効果的で、平等で、意味ある参画を推進すること。

(n)脅しとハラスメントと暴力を防止し、デジタルの状況を含め、性暴力とジェンダーに基づく暴力と脅しを含めた侵害と虐待に対して責任のある者が速やかに裁判にかけられ、公平な捜査を通して責任を取らされることを保障することにより、政治責任免除と闘うために、指導的地位にある女性、ジャーナリスト及びその他のメディア関係者、フェミニストと女性人権擁護者を含め、公的・政治的生活のすべての女性と女兒に対するセクハ

ラを含めたジェンダーに基づく暴力を防止し、対処し、禁じること。

(o)質の高い教育、技術及びスキル開発、指導者とメンター・プログラム、強化された技術・財政支援、あらゆる形態の暴力と差別からの保護への完全で平等なアクセスを保障して、自分たちに関連するすべての問題について、自分たちの見解を表明できるスペースを推進し、可能にすることにより、意思決定プロセスへの若い女性と適宜思春期の女子の完全で平等で意味ある参画とリーダーシップを推進すること。

(p)女性と女兒をその人権と基本的自由の完全享受から妨げるオフラインとオンラインのあらゆる形態の差別、脅し、ハラスメント、暴力を防止し、対処し、禁止し、ジェンダー・デジタル格差に対処し、ICTの立案と消費への女性と女兒の平等なアクセスを確保するあらゆる措置を取り、新しい技術開発が人工知能に基づく解決策で用いられるアルゴリズムを含め、既存の不平等と差別の既存のパターンを永続化することもあることに懸念と共に留意しつつ、教育と訓練へのすべての女性と女兒の参画を可能にするために、デジタルとメディアと情報の識字と接続性を推進すること。

(q)ジェンダーに基づく暴力と性的搾取と不平等を助長するオンライン及びその他のデジタルの環境での広告によって永続化されるものを含め、その活動、慣行、結果から、女性または特定のグループの女性の有害で固定観念的な描き方を含め、女性と女兒に対する差別を撤廃するようメディアを奨励し、女性と女兒を劣った人間として示し、性的対象物または商品として彼女たちを搾取することを控える効果的措置を採用し、実施すること。

(r)基準を尊重し、透明性があり、アクセスできる通報メカニズムを実施するために、特に、インターネット・サービス提供者を含め、デジタルの技術会社を奨励することにより、デジタルと関連する政策の概念化と開発と実施においてジェンダーの視点を主流化し、デジタルの状況での女性と女兒に対する暴力と差別に対処するために、女性の参画を推進すること。

(s)オンラインのスペースでの女性を保護するために、オンラインとデジタル技術を通じた女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力、脅し、攻撃の防止のための適切な措置を取り、彼女たちの人権と基本的自由も尊重しつつ、中傷とヘイト・スピーチから彼女たちを保護する法律・政策・慣行の採択を検討すること。

(t)捜査、訴追、加害者の懲罰、刑事責任免除をなくすために国の司法制度の強化、女性と女兒の司法へのアクセスに対する障害の除去、苦情申し立て、通報メカニズムの設立、被害者とサヴァイヴァーへの支援とサービスの提供を通して、武力紛争と紛争後の状況と自然災害の状況で、性暴力とジェンダーに基づく暴力と紛争関連の性暴力を含め、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の防止と対応が、優先され、効果的に対処され、被害者が中心とされることを保障すること。

(u)極端な天候現象への対応の状況を含め、気候変動、環境悪化及び災害の状況で、女性

と女兒のエンパワーメントのための機能的環境を生み出すために、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範に対処すること。

(v)ジェンダー平等のための良好なロールモデルとなり、尊重し合う関係を推進し、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力を控え、非難し、被害者/サヴァイヴァーと社会全体にとっての暴力の有害な影響についての理解を高め、女性と女兒に対する差別と暴力の底辺にある男らしさについての誤解を含め、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範を永続化する行動を含め、行動に対して責任を持ち、男性と男児が自分の性と生殖に関する行動とケア労働と家事労働に関する責任の公正な分かち合いに対して責任を持つよう男性と男児をかかわらせ、教育し、奨励し支援すること。

(w)すべての女性と女兒に対する暴力を大目に見る社会文化的規範と伝統的・慣習的慣行を含め、男性と男児の役割と責任に対処する国の政策・プログラム・戦略のインパクトを立案し、実施し、定期的に監視し、女性と女兒が男性と男児に従属するものとみなされ、または暴力または強制がかかわる慣行を永続化する固定観念的なジェンダー役割とする態度と闘い、育児休業政策を含め、無償のケアと家事労働の家庭内の責任の平等な分かち合いと平等な責任の分かち合いを促進する労働取り決めの高い柔軟性を保障することを目的とすること。

(x)ジェンダー固定観念と否定的な社会規範と不平等な力関係と闘うために、男性・男児と協力することの重要性を認め、男性と男児をかかわらせることを目的とした女性と女兒に対す暴力を防止し、なくすことに関する全ての政策とプログラムが、すべての女性と女兒の関心事、その権利、そのエンパワーメント、その安全性と発言権、あらゆるレベルの意思決定と政治アジェンダへの完全で平等で意味ある参画が優先されることを保障するという究極の目的で立案され、推進されることを保障し、

(y)ジェンダーに対応したやり方で暴力を防止し、対応し、刑事責任免除をなくし、女性と女兒に対する暴力とそのような暴力の被害者/サヴァイヴァーの再被害に繋がる権力の乱用を避けるために、女性と女兒に対する暴力に関連する法律と規則に従わず、支持しないことに対して、教員、宗教と地域社会の指導者、伝統的権威、政治家及び法律執行担当官のような、公的・私的環境にかかわらず、権威ある地位にある人々に責任を取らせること。

6. 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、対応し、以下によってすべての被害者とサヴァイヴァーを支援する即座の効果的行動を取るようにも各国に要請する:

(a)女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、捜査し、加害者を訴追し、責任を取らせるために相当の注意義務を行使し、法律を保障し、再被害を避けるための市民救済、保護命令と刑事制裁を含め女性と女兒の保護、精神衛生と心理的サービス、カウンセリング、保健ケア・サービス及びその他の型の支援サービスを保障し、エンパワーする環境を推進し、そうする際に暴力を受けた女性と女兒のすべての人権と基本的自由の

享受に貢献すること。

(b)司法と説明責任メカニズムへの女性のアクセスに対する全ての障害を除去し、彼女たちが特に法的手続きと家族法に関連する問題に関して情報を得た決定ができるように、効果的な法的支援のみならず、その権利についての情報に全員がアクセスできることを保障し、被害者とサヴァイヴァーがさらなる差別と報復を受けるかも知れないことを念頭に置いて、国内法及び必要ならば国内法の採択で規定されているように、正規と適切な非正規の司法メカニズムを含め、受けた害悪に対する正当で効果的な被害者中心の救済策へのアクセスがあることも保障すること。

(c)重複し重なり合う形態の差別に直面している女性と女兒を考慮入れて、刑事・民事司法制度と法律施行の全体を通して、ジェンダー固定観念と否定的社会規範に対処するような法的またはその他の措置を適宜含め、その法制度の枠組み内で、苦情を出したり証拠を出したりしたことに対する被害者と証人の保護を含め、ジェンダーに対応するようにあらゆる形態の暴力の被害者とサヴァイヴァーを支援するために人権を完全に尊重して、関連する包括的で被害者中心の法的保護を提供すること。

(d)障害を持つ女性と女兒のためのサービスとプログラムのための施設がアクセスでき、女性に対する暴力と取り組んでいる専門家に向けた教材と訓練コースで障害が主流化されていることを保障することを含め、暴力に対して特に脆弱な施設の場で暮らしている者を含めた障害を持つ女性と女兒に、暴力から女性と女兒を保護するために立案されたサービスとプログラムがアクセスできるものであることを保障すること。

(e)適切に資金提供され、できれば理解し意思の疎通ができる言語で、警察と司法セクター、並びに法的援助サービス、保健サービス、シェルター、医療と心理支援カウンセリング・サービスと保護のような、適宜関連ステイクホルダーによる効果的で調整された行動を含め、セクハラを含めたあらゆる形態の暴力のすべての被害者とサヴァイヴァーのための包括的で調整された学際的で、アクセスでき、維持される多部門的サービス、プログラム及び対応を確立し、女兒被害者・サヴァイヴァーの場合には。そのようなサービス、プログラム、対応が、子どもの最高の利益を考慮に入れることを保障すること。

(f)すべての適切な行動が暴力の被害者のニーズを保護し対応し、暴力行為を明らかにし、その再発またはさらなる暴力行為と身体的心理的害悪を防止するために、すべての適切な行動が調整され、取られることを保障するために、法律施行と保健と社会ワーカーと議員の対応プロトコールと手続きを確立し、強化し、もし必要ならば、女性の保健ケア提供者、警察官、カウンセラーへのアクセスを提供することを含め、サービスがサヴァイヴァーのニーズに対応することを保障し、被害者のプライバシーとその通報の機密性を保障し、維持すること。

(g)女性と女兒に対する暴力を防止することを目的とする政策とプログラムを実施し、被

害者を保護し支援し、暴力行為を捜査し罰することを目的とする政策とプログラムの実施に対して責任のある、指導的地位にある者を含めたすべての役人が、女性と女兒に対する暴力の底辺にある原因と短期的・長期的インパクトについてのみならず、ジェンダーに特化したニーズに対する意識を啓発するためにジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに関する訓練と女性と女兒に対する暴力という犯罪のジェンダーに対応した訓練を受けることを保障するさらなる措置を取り、実施すること。

7. 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃し、民間部門と女性団体、若い女性の団体、青年主導の地域社会を基盤とした団体、障害者の団体と障害者が主導する団体、宗教団体、農山漁村・先住民族・フェミニスト団体、女性人権擁護者、女性ジャーナリストとメディア関係者と労働組合とその他の職業組合、並びにその他の関連ステイクホルダーとのパートナーシップで活動し、ジェンダー平等と包接と女性と女兒に対する暴力の撤廃を目的として、適切な財政資金を配分することを含め、彼らが行うイニシアティブを支援する努力において、国々を奨励する。

8. 適宜、法律施行担当官、保健セクター、司法その他の関連セクターからの行政データを含め、性別、年齢別、国の状況に関連したその他のパラメーター別のデータを組織的に収集し、分析し、普及し、被害者のプライバシーと機密性を保障し、維持しつつ、法律、政策、戦略、防止・保護措置を効果的に見直し、実施するために、質の高い、信頼できる時宜を得た分類データとジェンダー統計を保障するために、法律執行機関を含め、国内統計局をかかわらせて、適宜、その他の行為者とのパートナーシップで、加害者と被害者と地理的場所との間の関係に関するデータのようなあらゆる形態のそのような暴力を監視するために、特にデジタルの状況でのセクハラを含めた女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に関するデータを収集する方法論の開発を検討するようにも国々を奨励する。

9. 国の優先事項を考慮に入れて、ガイドライン、方法論、学んだ教訓、好事例の分かち合いの促進のように、南南・三者協力のみならず、特に政府開発援助及びその他の適切な援助を通して、すべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する国際的努力を強化するために、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを推進する国内努力を支援するよう、国連システムと適宜地域・小地域団体を含め、国際社会に要請する。

10. 国連の機関・基金・計画・団体を含め、国連システム内で働いている個人が誰も人道危機の悪影響を受けている人々に対してあまりにも頻繁に行われるセクハラに関わっていないことを保障するために必要な措置を取り、強化し続ける必要性を強調し、そのような暴力に対するゼロ・トレランスを保障するために、この点での努力を強化するよう国連システムに要請する。

11. 人道職員によって加えられるものを含め、あらゆる形態の性的搾取と虐待から人道危機の悪影響を受けているすべての人々、特に女性と子どもを保護することが極めて重要

であることを強調し、性的搾取と虐待に対するゼロ・トレランスの国連政策を完全に実施するという事務総長の決意を歓迎し、被害者とサヴァイヴァーがそのような努力の核心にあるべきであることを強調し、機関間常設委員会が採択した性的搾取と虐待に関連する6つの核心となる原則に留意し、性的搾取と虐待を防止し、対応するために一層の努力を払い、加害者が責任を取らされることを保障するよう加盟国を奨励する。

12. 国連システム内で、適切な資金がジェンダー平等と女性のエンパワーメントと女性と女兒の人権の推進に対して責任のある国連ウイメンとその他の機関、専門機関、基金、計画と、セクハラを含めた女性と女兒に対する暴力を防止し、撤廃する国連システム全体を通じた努力に配分されるべきであることを強調し、必要な支援と資金を利用できるようにするよう国連システムに要請し、この点での「スポットライト」イニシャティヴの貢献に感謝と共に留意する。

13. 「女性に対する暴力に関する事務総長の世界データベース」の重要性も強調し、特に女性と女兒に対する暴力の撤廃とそのような暴力の被害者を支援することを目的とする国内政策と法的枠組みに関して情報を「データベース」に提供してきたすべての国々に感謝を表明し、「データベース」のために最新の情報を定期的に提供するようにすべての国々に強く奨励し、関連する情報の編集と定期的更新において国々を支援し続け、市民社会を含め、すべての関連ステイクホルダーの間で「データベース」に対する意識を高めるよう国連システムのすべての関連団体に要請する。

14. 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するあらゆるレベルでの努力を強化し、セクハラを防止し、撤廃する国内努力に対する効果的支援を強化する目的で、その作業をよりよく調整するよう、すべての国連団体、機関、基金、計画と専門機関に要請し、ブレトンウッズ機関に勧める。

15. 年次報告書を第78回・79回総会に提出するよう、女性と女兒に対する暴力、その原因と結果に関する人権理事会の特別報告者に要請する。

16. 以下を含む報告書を第79回総会に提出するよう事務総長に要請する：

(a)女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力において国々への支援に関するものを含め、決議75/161と本決議を実施するためのフォローアップ活動について、国連機関、基金、計画及び専門機関によって提供される情報。

(b)本決議を実施するためのフォローアップ活動に関して、国々によって提供される情報。

17. 決議73/148と75/161及び本決議を実施するための最近のフォローアップ活動に関して、国連機関、基金、計画及び専門機関によって提供される情報を含め、CSW67と68に、口頭での報告を提出するようにも事務総長に要請し、その報告に速やかに貢献するよう、国連団体、機関、基金、計画及び専門機関に要請する。

18. 「女性の地位の向上」と題する項目の下で、第79回会期で、女性と女兒に対する

あらゆる形態の暴力の撤廃の検討を継続することを決定する。

10. 人権を侵害し、民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用(A/C.3/77/L.30)--  
-PBI なし

主提案国: キューバ

共同提案国: アルメニア、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、中央アフリカ共和国、  
中国、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、赤道ギニア、キルギスタン、ラオ人民民主主義  
共和国、ニカラグア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

票決前ステートメント: 米国

賛成 122 票、反対 50 票、棄権 5 票で決議を採択

票決後ステートメント: アルゼンチン

11. 開発への権利(A/C.3/77/L.2I)---PBI なし

提案国: キューバ

票決前ステートメント: 米国、アルメニア

賛成 128 票、反対 24 票、棄権 28 票で決議を採択

票決後ステートメント: カナダ、ニュージーランド

12. 人権の分野での国際協力の強化(A/C.3/77/L.25)---PBI なし

主提案国: キューバ

共同提案国: 中国、ロシア連邦

コンセンサスで決議を採択

13. 人権と一方的強制措置(A/C.3/77/L.26)---PBI なし

主提案国: キューバ

共同提案国: 中国、ロシア連邦

票決前ステートメント: ヴェネズエラ、米国

賛成 123 票、反対 53 票、棄権 1 票(ブラジル)で決議を採択

票決後ステートメント: 英国、ベラルーシ

14. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/C.3/77/L.27)---PBI なし

主提案国: キューバ

共同提案国: アンティグア・バーブダ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、中央ア  
フリカ共和国、中国、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、ラオ人民民主主義共和国、ナミビ  
ア、ニカラグア、ロシア連邦、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共  
和国、ヴェトナム

一般コメント: 米国

賛成 117 票、反対 54 票、棄権 10 票(アルメニア、ブラジル、チリ、コロンビア、コス  
タリカ、リベリア、メキシコ、パナマ、ベルー、ウルグアイ)で、決議を採択

15. 万人による人権の完全享受のための重要な要件としての平和の推進(A/C.3/77/L.28)--  
-PBI なし

主提案国: キューバ

共同提案国: アンティグア・バーブダ、ベラルーシ、ボリヴィア民族国家、中国、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、ラオ人民民主主義共和国、ナミビア、ニカラグア、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

票決前ステートメント: 米国

賛成 128 票、反対 53 票、棄権 1 票(ブラジル)で決議を採択

16. 食料への権利(A/C.3/77/L.29)---PBI なし

主提案国: キューバ

共同提案国: アンティグア・バーブダ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、中央アフリカ共和国、中国、コロンビア、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、赤道ギニア、ホンデュラス、ヨルダン、ラオ人民民主主義共和国、レバノン、レソト、モンゴル、モロッコ、ナミビア、ニカラグア、ポルトガル、ロシア連邦、ルワンダ、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

一般コメント: カナダ、米国

コンセンサスで決議を採択

17. 拷問及びそのたの残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰(A/C.3/77/L.46)---PBI なし

主提案国: デンマーク

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、キプロス、チェキア、エクアドル、エストニア、ティジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、ウクライナ、英国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: フィリピン、ニカラグア、ロシア連邦、アルゼンチン

## 11月11日(金)午前・午後 第48回・49回会議

### 決議の採択(継続)

18. 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)(A/C.3/77/L.49)---PBI なし

主提案国: スウェーデン

共同提案国: アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウガンダ、英国、米湖  
コンセンサスで、決議を採択

採択後ステートメント: イラン、カナダ、チェコ共和国、サウディアラビア、ハンガリー、シンガポール、ケニア、シリア、セネガル、ホーリーシー

#### 19. 行方不明の人々(A/C.3/77/L.41)---PBIなし

主提案国: アゼルバイジャン

共同提案国: ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、モロッコ、ノルウェー

採択前ステートメント: アルメニア

コンセンサスで決議を採択

#### 20. 司法外・即決・恣意的刑の執行(A/C.3/77/L.42)---PBIなし

主提案国: フィンランド

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フランス、ジョージア、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、韓国、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

修正案(A/C.3/77/L.66の提案: エジプト

修正案票決前ステートメント: チェコ共和国、フィンランド、アルゼンチン、メキシコ、ニュージーランド、英国、米国、コロンビア、ヨルダン、シリア

賛成 51 票、反対 88 票、棄権 26 票で、修正案 L.66 を否決

L.42 票決前ステートメント: スウェーデン、サウディアラビア、イラン、イエーメン、エジプト、オランダ、ロシア連邦、米国、ペルー、パキスタン

賛成 131 票、反対 1 票(ブルンディ)、棄権 45 票で決議を採択

採択後ステートメント: ガンビア、セネガル、スイス、マリ、マレーシア、ベラルーシ、ニカラグア、フィリピン、中国、バングラデシュ、インドネシア、タンザニア連合共和国、ナイジェリア、キューバ、シリア、ホーリーシー

#### 21. 宗教または信念の自由(A/C.3/77/L.43)---PBIなし

主提案国: チェコ共和国

共同提案国: オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、米国

コンセンサスで決議を採択

22. 犯罪防止と犯人の処遇のための国連アフリカ機関(A/C.3/77/L.11/Rev.1)---PBI なし

提案国: ウガンダ

コンセンサスで決議を採択

23. 死刑の利用の一時停止(A/C.3/77/L.44/Rev.1)---PBI なし

主提案国: オーストラリア

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カーボヴェルデ、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、メキシコ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、東ティモール、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

修正案 L.54 の提出: シンガポール

修正案票決前ステートメント: チェコ共和国、ヴェネズエラ、カナダ、ニュージーランド、スリランカ、ミクロネシア連邦国家、中国、ボツワナ、ジャマイカ、アルゼンチン、インドネシア、イラン、リヒテンシュタイン、エジプト、パプアニューギニア、ナイジェリア、サウディアラビア

賛成 103 票、反対 68 票、棄権 13 票で、修正案 L.54 を採択

修正案採択後ステートメント: シンガポール、シエラレオネ、チリ、ペラルーシ

L.44/Rev.1 票決前ステートメント: メキシコ、スイス、トリニダード・トバゴ、シンガポール、カナダ、パラオ、オーストラリア、英国、ザンビア、イエーメン

修正された決議 L.44/Rev.1 を賛成 126 票、反対 37 票、棄権 24 票で採択

採択後ステートメント: チェコ共和国、コスタリカ、インド、ヴェトナム、ガーナ、パキスタン、日本(日本は修正案に賛成票を投じ、決議には反対票を投じた。我が国では死刑は特に重大な犯罪に適用され、加害者が未成年である時には適用されず、妊婦には猶予を認めている。我が国はこの問題に誠実に対処するであろう。)、ミャンマー、インドネシ

ア、カタール、米国、韓国、エジプト、フィジー、北マケドニア、ホーリーシー

## 11月15日(火)午前・午後 第50回・51回会議

### 決議の採択(継続)

24. 障害者のための、障害者との包摂的開発(A/C.3/77/L.9/Rev.1)---PBI なし

主提案国: フィリピン

共同提案国: 中央アフリカ共和国、エクアドル、モンゴル、ニカラグア、タンザニア連  
合共和国

一般コメント: エルサルヴァドル、ブラジル、セネガル、マリ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: マレーシア、インドネシア、米国、イラン、ホーリーシー

25. 女性と女児の人身取引(A/C.3/77/L.6/Rev.1)---PBI なし

主提案国: フィリピン

共同提案国: 中央アフリカ共和国、コンゴ、エクアドル、赤道ギニア、フィジー、ウル  
グアイ

一般コメント: セネガル、オーストラリア

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: ベラルーシ、ハンガリー、イタリア、サウディアラビア、イエ  
ーメン、インドネシア、マレーシア、イラン、アルジェリア、ホーリーシー

26. FGM 撤廃のための世界的努力を強化する(A/C.3/77/L.18/Rec.1)---PBI なし

提案国: ブルキナファソ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: サウディアラビア、メキシコ、ホーリーシー

27. 産科フィステュラをなくす努力の強化(A/C.3/77/L.22)---PBI なし

提案国: セネガル

一般コメント: 日本(産科フィステュラをなくすには、継続する世界的努力が必要である。近年、日本はマダガスカルで無料のフィステュラ治療を提供してきた。今年の決議案は、COVID-19 流行のインパクトによる課題のみならず、世界中の様々な地域や国々で起こっているイニシャティヴを強調している。決議案には現在の課題や努力よりはむしろ技術的  
最新情報だけが含まれていることを残念に思い、このために日本は決議案を支持はするが、今年  
は共同提案国にはならない。決議案が第79回総会で改訂されることを希望する。)、韓国、イラン

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: サウディアラビア、メキシコ、マレーシア

## 決議内容:

総会は、

産科フィステュラをなくす努力の支援に関する 2007 年 12 月 18 日の決議 62/138、2008 年 12 月 18 日の決議 63/158、2010 年 12 月 21 日の決議 65/188 及び 2012 年 12 月 20 日の決議 67/147 及び産科フィステュラをなくす努力の強化に関する 2014 年 12 月 18 日の決議 69/148、2016 年 12 月 19 日の決議 71/169、2018 年 12 月 17 日の決議 73/147 及び 2020 年 12 月 16 日の決議 75/159 を想起し、

「北京宣言と行動綱領」、「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会の成果、「人口開発国際会議の行動計画」及び「社会開発世界サミットの行動計画」並びにこれらの見直し、及び「我々の世界を変革する: 持続可能な開発 2030 アジェンダ」と題する 2015 年以降の開発アジェンダの採択のための国連サミットの成果文書でなされた公約のみならず、「人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に反対する世界会議」及び 2005 年の「世界サミット」でなされた社会開発の分野のジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに対してなされた国際公約を再確認し、

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「子どもの権利に関する条約」のみならず、「世界人権宣言」も再確認し、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」及び「市民的・政治的権利国際規約」を想起し、優先的問題として、これら条約とその選択議定書の署名・批准・加入を検討するよう、まだこれを行っていない国々に要請し、

事務総長報告書とそこに含まれている結論と勧告に留意し、

最も高い妊産婦死亡と罹病の程度を持つ国々に特別な注意を払って、新しい事例を防止する戦略を実施し、すべての既存の事例を治療することにより、フィステュラ撤廃に向けた進歩を促進するために、強化された国の主体性とリーダーシップ、政治的公約と規模拡大された国の能力が緊急に必要とされることを認め、

産科フィステュラの根本原因として、貧困、栄養失調、保健ケア・サービスの欠如または不適切性またはアクセス不可能性、早期出産、子ども結婚、早期・強制結婚、若い女性と女児に対する暴力、社会文化的障害、周縁化、非識字、ジェンダー不平等の間の相互関連性を強調し、貧困が依然として主要な社会的危険要因であることを強調し、

産科フィステュラは、もし治療されずに放置されるならば、フィステュラを発症した女性の約 90%が、死産の赤ん坊を出産し、その原因についての誤解が、しばしば、汚名と排斥という結果となる厳しい医療的・社会的・心理的・経済的結果を伴って、破壊的な生涯続く罹病の原因となることもあることも強調し、

多くの開発途上国、特に後発開発途上国に存在する困難な社会・経済的条件が貧困の女性化の促進という結果となっていることを認め、

早期出産が、妊娠と出産中の併発症の危険を増し、妊産婦死亡と罹病の高い危険を伴うことも認め、早期出産と性と生殖に関する健康を含めた到達できる最高の水準の精神的・身体的健康への限られたアクセス、特に時宜を得た質の高い緊急産科ケアへの限られたアクセスが、妊産婦死亡のみならず、程度の高い産科フィステュラとその他の妊産婦罹病を引き起こすことを深く懸念し、

思春期の女子、特に貧困の中で暮らしていたり、周縁化されていたりする者は、産科フィステュラを含め、特に妊産婦死亡と罹病の危険にさらされていることをさらに認め、多くの低・中所得国の15歳から19歳の間の女児の主導的死亡原因が妊娠と出産の併発症であり、30歳以上の女性は、併発症を起こし、出産中に死亡する高い危険にさらされていることを懸念し、

人道状況を含め、性と生殖に関する健康、特に緊急産科サービスへのアクセスの欠如は、依然として産科フィステュラの主要原因の中にあり、世界の多くの地域で出産年齢の女性と女児の病気と死亡につながっており、質の高い緊急産科サービスを含めた質の高い治療と保健ケア・サービスと、訓練を受けた有能なフィステュラ外科医と助産師の数の劇的で持続可能な規模拡大が妊産婦と新生児の死亡をかなり減らし、産科フィステュラを根絶するために必要とされることを認め、

産科フィステュラを撤廃する人権に基づく取り組みと産科フィステュラを撤廃する努力は、特に、説明責任、参画、透明性、エンパワーメント、持続可能性、非差別及び国際協力によって支えられるべきであることに留意し、

しばしば、教育と栄養へのアクセスの減少、男児と比べて、幼年期と思春期の身体的・精神的健康と福利と人権と機会と利益の享受を損なう結果となり、産科フィステュラの危険を高める結果ともなる様々な形態の文化的・社会的・性的・経済的搾取と虐待、暴力と差別と周縁化について深く懸念し、

鬱病と自殺という結果となる精神衛生への否定的影響に繋がるかも知れない、しばしば無視され、汚名を着せられて、貧困と周縁化にますます追いやられる、フィステュラと共に暮らしているまたはフィステュラから回復しつつある女性と女児の状況についても深く懸念し、

男性と思春期の男子の間に意識を啓発し、この状況で、産科フィステュラに対処し撤廃する努力における戦略的パートナー及び同盟者として、男性と地域社会指導者を完全にかかわらせる必要性を認め、

社会経済開発への人々を中心とした取り組みが、個人と地域社会を保護し、エンパワーするための基本であることを念頭に置いて、国連人口基金が指導する世界的な「フィステュラをなくすためのキャンペーン」への加盟国、国際社会、民間セクター及び市民社会による貢献を歓迎し、

世界的な「フィステュラをなくすキャンペーン」がその19周年を終える時、ある程度の進歩は遂げられてきたが、産科フィステュラをなくすために、あらゆるレベルで努力の強化を必要とする重要な課題が残っていることを深く懸念し、

最近減少してきた妊産婦新生児保健のための程度の低い開発援助と妊産婦保健を改善し、産科フィステュラを撤廃することに捧げられる世界的な「フィステュラをなくすキャンペーン」と国内・地域イニシャティヴのための追加の資金と支援の実体的必要性によって複雑化している重荷の大きい国々での産科フィステュラに対処するための不十分な資金についても深く懸念し、

予防できる妊産婦・新生児死亡率をなくし、到達できる最高の水準の健康とあらゆる年齢での身体的・精神的・社会的福利を目的とする国内政策と戦略を支援して幅広いパートナーの連合によって行われる事務総長の改訂「女性と子どもと思春期の保健世界戦略(2016-2030)」に留意し、これが、「持続可能な開発目標」の達成に貢献できることに留意し、

妊産婦・新生児・5歳未満の死亡数を減らす方法として、保健・教育・金融・ジェンダー平等・エネルギー・上下水道・貧困根絶・栄養のようなセクターでの国内計画と戦略を支援して、2国間と南南協力を通して行われるものを含め、すべての「持続可能な開発目標」と世界的な「フィステュラをなくすキャンペーン」に関する様々な国内・地域・国際イニシャティヴを歓迎し、

ニーズと優先事項に基づいて、加盟国と密接に調整して、妊産婦・新生児・子ども保健の多面的な決定要因に対処するために、あらゆるレベルのステイクホルダーの間の継続中のパートナーシップも歓迎し、この点で、2030年までに保健関連の「持続可能な開発目標」に関する進歩を促進するための公約をさらに歓迎し、

1. 2030年までに、「持続可能な開発目標」を達成するという加盟国によってなされた公約を再確認し、10年以内に産科フィステュラをなくす努力が、2030年までの「目標」の達成に貢献するであろうことを再確認する。

2. 貧困、女性と女兒の教育の欠如または不適切さ、ジェンダー不平等、性と生殖に関する健康ケア・サービス、早期出産及び子ども結婚、早期・強制結婚を含めた保健ケア・サービスへのアクセスの欠如または不適切なアクセスの間の相互関連性を産科フィステュラの根本原因として対処する必要性を強調し、国際社会との協働で、この状況に対処する促進された行動を取るよう、各国に要請する。

3. 「国際人口開発会議行動計画」、「北京行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書に従って、性と生殖に関する健康と権利を含めた到達できる最高の水準の健康の享受への女性と女兒の権利を保障し、フィステュラ事例の発見と早期管理のための産後ケアのみならず、適切な食糧と栄養、上下水道、家族計画情報、女性のエンパワメントと知識と意識

に特別な注意を払い、産科フィステュラの防止と保健不平等の削減のための質の高い適切な出生前と出産ケアへの公正なアクセスを保障しつつ、差別なくそのような制度とサービスへの普遍的アクセスを保障する目的で、持続可能な保健制度と社会サービスを開発するよう各国に要請する。

4. 保健ケア・サービスへの、特に農山漁村、最も遠隔な地域で、財政的に料金が手ごろで、アクセスでき、文化的に配慮された特に緊急産科ケアと新生児ケア、熟練した出産介添え、産科フィステュラの治療、家族計画への国内計画・政策・プログラムによる公正な取材と時宜を得たアクセスを保障するようにも国々に要請する。

5. 男性・男児と同等に、女性と女兒のために質の高い教育への権利を保障し、初等教育の完全な課程を修了することを保障し、特にジェンダー平等と女性と女兒のエンパワメントと貧困根絶を達成するために、職業教育と技術訓練のみならず、年齢にふさわしい性教育を含め、中等・高等レベルを含め、あらゆるレベルの女兒と女性の教育を改善し拡大する努力を新たにしようさらに各国に要請する。

6. 農山漁村と遠隔地域を含め、婚姻は、配偶者となろうとする者の自由で完全な同意があって初めて成立することを保障する法律を制定し、厳しく施行し、さらに同意の法的最低年齢と婚姻の最低年齢に関する法律を制定して厳しく施行し、必要ならば婚姻の最低年齢を上げるよう各国に要請する。

7. 2030年までに「持続可能な開発目標」の達成に貢献し、誰も取り残さない、10年以内に産科フィステュラの撤廃に向けた進歩を促進するために、特に重荷の大きい国々に強化された技術支援と財政支援を提供するよう国際社会に要請する。

8. 適切な心理・社会的、医学的、経済的支援で福利と尊厳を取り戻すために悪影響を受けている女性と女兒の地域社会への再統合に繋がる手術を通して、フィステュラの症例を治療するために、加盟国の要請に基づいて、必要な資金と能力開発を提供し、強化するよう国際社会に要請する。

9. 産科フィステュラをなくし、比較的高い割合の資金が、農山漁村と遠隔地域の若い女性と女兒と都会地域の最も貧しい人々に届くことを保障し、並びに必要な資金が増額され、予見でき、維持されることを保障するために、国内努力と制度的能力構築を支援する政策を見直し、実施するよう、それぞれのマנדート内で公共・民間セクターの多国籍ドナー、国際金融機関、地域開発銀行に要請する。

10. 治療と訓練と回復期ケアのためのセンターとして役立つ可能性のある保健施設を明らかにして支援することにより、地域のフィステュラ治療と訓練センターと必要ならば国立センターを設立し資金提供する際に、世界的な「フィステュラをなくすキャンペーン」の世界保健機関を含めた国連人口基金とその他のパートナーの活動を支援するよう国際社会に要請する。

11. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の達成に向けて、料金が手ごろで、公正で、質の高い、統合された保健ケアサービスへの普遍的アクセスを提供し、地域社会を基盤とした予防的な臨床ケアを含む強化された保健ケア制度内で、特に家族計画、出産前ケア、助産師を含めた熟練した出産介添え、緊急産科新生児ケア、産後ケアと HIV のような性感染症と感染症予防と治療法の提供を通して、包括的に性と生殖、妊産婦、新生児、子ども保健に対処することにより妊産婦保健を改善するための進歩を促進するよう各国に要請する。

12. ほとんどのフィステュラ・センターの能力を制限している救命産科ケアの訓練を受けた医師、外科医、助産師、看護師及びその他の保健ケア・ワーカーとスペースと支給品の不足と不公正な配分に対処するよう、国際社会に要請する。

13. 「国際産科フィステュラをなくす日」として 5 月 23 日の国際社会による記念日とかなり意識を啓発し、行動を強化し、産科フィステュラをなくすことに向けた支援を動員するために、毎年「国際デー」を利用し続ける決定を推奨する。

14. 以下によって 10 年以内に産科フィステュラをなくすよう各国とそれぞれのマנדート内で国連システムの関連基金と計画、機関と専門機関に要請し、国際金融機関と NGO を含めたすべての関連市民社会の行為者と民間セクターに勧める:

(a)適切な出産前・出産後ケアのみならず、熟練した出産介添えへの普遍的アクセスと質の高い緊急産科ケアと家族計画への時宜を得たアクセスを保障することを含め、妊産婦保健ケア・サービスと産科フィステュラの治療を地理的に財政的にアクセスできるものにする努力を倍増すること。

(b)保健制度の強化にさらなる投資をし、適切に訓練を受けた熟練した人材、特に助産師、産科医、婦人科医及び医師を確保し、妊産婦新生児保健ケアサービスを改善し、サービス提供のあらゆる領域で機能する質の高い管理と監視メカニズムが設置されている状態で、女性と女兒が完全なケアの連続にアクセスすることを保障するために、リファerral・メカニズムと設備と供給網への投資のみならず、インフラの開発と維持のために支援を提供すること。

(c)保健専門家の訓練カリキュラムの標準的要素として、フィステュラの予防に関する訓練を含め、産科フィステュラの予防と治療とケアに関する訓練を含め、産科フィステュラと妊産婦・新生児死亡を予防する闘いにおいて第一線の労働者である救命産科ケアの医師と外科医、看護師及びその他の保健ケア労働者、特に助産師の訓練を支援すること。

(d)適宜、保健ケア施設と訓練を受けた医療職員の設立と配分、料金が手ごろな輸送選択肢のための輸送セクターとの協働、妊産婦と新生児の保健ケア・サービスを改善し、手術能力、地域社会を基盤とした解決策の推進と支援、産科フィステュラを防止するための介入を行うことのできる資格のある保健ケア専門家の農山漁村と遠隔地域での存在を保障

するその他の手段を通して、農山漁村地域と遠隔地域の最も貧しい女性と女兒の間を含め、妊産婦・新生児保健ケア・サービス、特に家族計画、熟練した出産介添え、緊急産科・新生児ケア及び産科フィステュラの治療を財政的にアクセスでき料金が手ごろなものにする国の政策、計画、プログラムを通して普遍的アクセスを保障すること。

(e)料金が手ごろで、アクセスでき、包括的で、質の高い妊産婦保健ケア・サービスへのアクセスを保障し、国内では、不平等に対処し、貧しい女性と女兒と脆弱な状況にある者に届くすべてのセクターの国内予算政策とプログラムの取組に組み入れることにより、永続的解決策をもたらす、予防でき、治療できる妊産婦死亡と罹病と産科フィステュラをなくすために、さらなる多部門的・学際的・包括的・統合された行動計画を開発することにより、10年以内に産科フィステュラをなくすために、国内的・国際的予防、ケアと治療と社会経済的再統合と支援戦略、政策及び計画を開発し、実施し、フォローアップし、支援すること。

(f)外科能力を高め、基本的な救命外科への普遍的アクセスを推進するために、国内努力とパートナーを組むことを含め、国内調整を強化し、産科フィステュラをなくすパートナーの協働を改善するために、主導的政府機関と、適宜、国内の産科フィステュラ・タスクフォースを設立または強化すること。

(g)保健のための国内予算を増額することにより、産科フィステュラを予防するために必要な基本サービスを提供するために、保健ケア制度、特に公共の保健制度の能力を強化し、産科フィステュラを含め、適切な資金が生殖に関する健康に配分されることを保障し、訓練を受けた専門のフィステュラ外科医と戦略的に選ばれた病院に統合されている永続的で包括的なフィステュラ・サービスの強化された利用可能性を通して、フィステュラ治療へのアクセスを保障し、それによって、フィステュラの外科修復を待っている女性と女兒のかなりの積み残しに対処し、適宜、フィステュラ予防と治療プログラムを開発するための背景となる情報と原則を提供している産科フィステュラ: 臨床管理とプログラム開発のための指導原則と題する世界保健機関のマニュアルの利用の検討を含め、訓練、調査、アドヴォカシー、資金集め及び関連する医療基準の適用を促進するために、フィステュラ・センターの間の連絡を奨励すること。

(h)提供者の間のネットワーク作りと女性と子どもの福利と生存を保護し、術後のフォローアップとフィステュラ患者の追跡をすべてのフィステュラ・プログラムの日常のことでありカギとなる構成要素とすることにより、続くフィステュラの再発を防止するための新しい治療技術とプロトコールの分かち合いを奨励することを含め無料または適切に助成される妊産婦保健ケアと産科フィステュラ修復と治療サービスを提供し、フィステュラの再発を防止し、すべての続く妊娠で、母親と赤ん坊の生存のチャンスを増すために、再び妊娠するフィステュラ・サヴァイヴァーのための選択的帝王切開へのアクセスも保障するために資金作りを動員すること。

(i)自分の生活について情報を得た決定をし、産科フィステュラを防止し、既存の症例を治療するために適切な資金が配分されていることを保障し、この点で必要とされる基本サービスを提供するために保健ケア制度の能力を強化するために、国内予算を増額し、保健のための国内資金を備えること。

(j)その状態が治療不可能または手術不可能と思われる忘れられた女性と女兒を含め、フィステュラ治療を受けたことのあるすべての女性と女兒が、遺棄、汚名、排斥、経済的・社会的排除を克服できるように、特にスキル開発、家族と地域社会の支援及び所得創出活動を通して、必要な限り、カウンセリング、教育、家族計画、社会経済的エンパワーメント、社会保護及び心理社会サービスを含め、包括的な保健ケア・サービスと包括的な社会統合サービス及び注意深いフォローアップを提供され、アクセスできることを保障し、この目標を達成する手助けをするために市民社会団体と女性と女兒のエンパワーメント・プログラムとのつながりを開発すること。

(k)自分の生活について情報を得た決定を下し、フィステュラの撤廃、安全な母性と新生児の生存の提唱者として、地域社会の意識啓発と動員に貢献するようフィステュラのサヴァイヴァーをエンパワーし、その発言権、働き、リーダーシップの行使を支援すること。

(l)福利に悪影響を及ぼす、女性と女兒のための質の高い教育、経済的エンパワーメントへの普遍的アクセスの提供を含めた社会的決定要因にますます重点を置いて、少額貸付、貯蓄、少額金融、法改革、あらゆるレベルの意思決定への意味ある参画の推進と支援、暴力と差別、子ども結婚、早期・強制結婚及び早期妊娠から女性と女兒を保護するための法的識字を含めた社会的イニシャティヴへのアクセスで、世界的に女性と女兒の健康を改善する努力を促進すること。

(m)産科フィステュラをどうすれば予防し、治療できるかについて、個々の女性と男性、女兒と男児、地域社会、政策策定者及び保健専門家を教育し、地域指導者と宗教指導者、伝統的出産介添え人と助産師、フィステュラに罹ったことのある女性と女兒、メディア、ソーシャル・ワーカー、市民社会、女性団体、有力な公的人物及び政策策定者と協力することにより、性と生殖に関する健康を含め、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康への権利を含め、外科的フィステュラ修復手術を受けたことのある者のみならず、妊娠している女性と女兒のニーズに対する意識を高めること。

(n)産科フィステュラをなくす努力の強化に男性と思春期の男子の参画を高め、世界的な「フィステュラをなくすキャンペーン」を含め、パートナーとしてのその関わりをさらに強化すること。

(o)フィステュラ防止と治療と社会的再統合に関するカギとなるメッセージで、家族と地域社会に効果的に到達するために、メディアを通して意識啓発とアドヴォカシーを強化すること。

(p)保健省庁に産科フィステュラの症例と妊産婦・新生児死亡を組織的に通告し、国の登

記に記録するための地域社会と施設を基盤としたメカニズムを開発し、国内的に通告できる条件として産科フィステュラを認めることにより調査、監視、評価制度を強化し、妊産婦保健プログラムの開発と実施を導く目的で、直接的通報と追跡とフォローアップを引き金とし、10年以内にフィステュラをなくすこと。

(q)国の保健情報システム内に統合されている国の妊産婦死亡調査と対応制度の一部として、緊急産科新生児ケアとフィステュラと妊産婦死亡の日常の見直しとニアミス事例のための最新のニーズ評価を行うことにより、産科フィステュラを含め、妊産婦保健プログラムの企画と実施を導くために調査、データ収集、監視、評価を強化すること。

(r)妊産婦保健を改善するという課題に対処するために、成功した続く妊娠、生児出産、深刻な保健関連の併発症の術後の見直しを含め、手術の治療と手術の質、リハビリと社会経済的再統合サービスの必要性に対処する際の進歩を測定するために、手術前後のデータ収集を改善すること。

(s)貧困のサイクルを打ち破ることができるように、基本的な保健ケア・サービス、設備、支給品、教育、技術訓練、所得創出プロジェクト及び支援を女性と女兒に提供すること。

15. 特に世界的な「フィステュラをなくすためのキャンペーン」を通して、産科フィステュラをなくす努力に貢献し、2030年までに「持続可能な開発目標」を達成し、10年以内に世界的に産科フィステュラを撤廃する目的で、妊産婦・新生児保健を改善する継続する努力にコミットするよう加盟国を奨励する。

16. 産科フィステュラの防止と治療とケアにおいて、国々と関連国連機関を支援するために、地方・準国内・国内・地域・国際レベルで、介入のための財政資金を増額することを含め、「2030アジェンダ」の達成に向けて、10年以内に産科フィステュラをなくす行動を促進する道程表を開発するよう、世界的な「フィステュラをなくすキャンペーン」に要請する。

17. 女性の地位の向上と題する項目の下で、第79回総会に、産科フィステュラに関する明確な最新の統計と分類データと本決議を実施する際に加盟国が直面した課題に関する包括的な報告書を提出するよう、事務総長に要請する。

28. いじめから子どもを保護する(A/C.3/77/L.17/Rev1)---PBIなし

主提案国: メキシコ

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カーボヴェルデ、中央アフリカ共和国、コロンビア、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、チェキア、デンマーク、エクアドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンジュラス、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、リト

アニア、ルクセンブルグ、マルタ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニカラグア、ペルー、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

一般コメント: セネガル

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: リビア、イスラエル、ナイジェリア、イエメン、イラク、インドネシア、マレーシア、アルジェリア、イラン、ガンビア、マリ、ホーリーシー

#### 29. 司法行政における人権(A/C.3/77/L.31/Rev.1)---PBI なし

主提案国: オーストリア

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、コロンビア、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、北マケドニア、ペルー、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウルグアイ

一般コメント: 米国、ホーリーシー

コンセンサスで決議を採択

#### 30. 人権と極度の貧困(A/C.3/77/L.46)---PBI なし

主提案国: ペルー

共同提案国: アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、ベルギー、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、デンマーク、エクアドル、エルサルヴァドル、フランス、グアテマラ、ホンデュラス、ヨルダン、マルタ、モナコ、モンゴル、モロッコ、パナマ、パラグアイ、スロヴェニア、チュニジア、英国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

#### 31. 国連汚職防止条約に従って、汚職の慣行と汚職の利益の移転を防止し、これと闘い、資産の回復を促進し、特に送り出し国の合法的所有者にそのような資産を返還すること(A/C.2/77/L.7/Rev.1)---PBI なし

主提案国: コロンビア

共同提案国: エクアドル

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国、サウディアラビア

### 32. 子ども結婚、早期・強制結婚(A/C.3/77/L.19/Rev.1)--- PBIあり

提案国: ザンビア

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、カナダ、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、コロンビア、コスタリカ、コートイヴォール、クロアチア、チェキア、デンマーク、エクアドル、赤道ギニア、エストニア、フィジー、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ホンデュラス、アイスランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、キルギスタン、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、マラウイ、マルタ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ペルー、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ルワンダ、シエラレオネ、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、英国、タンザニア連合共和国、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ザンビア

異議申し立て: 日本(決議案のコンセンサスでの採択には加わるが、残念ながら共同提案国は辞退したい。PBIが導入された最後のやり方には反対する。理論的には票決を要求して棄権すべきであるが、共同提案国の作業を尊重してそうはしないつもりである。特に決議がPBIを要請するのであれば、加盟国に情報を提供するのが国連の責務であることを強調する。国連システムが今日それができなかったことで、大変に重要な決議に関して加盟国が実際のその立場を変えざるを得なくなった。これは非常に未熟なことであり、全く受け入れられない。こんなことが二度と起きてはならない。

採択前ステートメント: 米国、エルサルヴァドル

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: カナダ、リビア、アルゼンチン、ニュージーランド、ウルグアイ、エジプト、アルジェリア、ニカラグア、インドネシア、サウディアラビア、イラン、イエーメン、マレーシア、チェコ共和国、セネガル、ロシア連邦、マリ、シリア、ヨルダン、ナイジェリア、ホーリーシー

### 33.臓器移植と人身取引の目的での人身取引を防止し闘うための臓器提供と移植に関する効果的措置と国際協力を強化し、推進する(A/C.3/77/L.8/Rev.1)---PBIなし

主提案国: グアテマラ

共同提案国: アルメニア、オーストリア、ベリーズ、ブルガリア、カナダ、コスタリカ、コートイヴォール、キプロス、チェキア、エクアドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、ハンガリー、イスラエル、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、モンテネグロ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、英国、ウルグアイ

一般討論: スペイン

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：ベラルーシ、米国

34. 国連犯罪防止・刑事司法プログラム、特にその技術協力能力を強化する(A/C.3/77/L.12/Rev.1)---PBI なし

提案国：イタリア

コンセンサスで決議を採択。

採択後ステートメント：オーストラリア

## 11月16日(水)午前・午後 第52回・53回会議

### 決議の採択(継続)

35. 朝鮮民主人民共和国の人権状況(A/C.3/77/L.32)---PBI なし

主提案国：チェコ共和国

共同提案国：アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、イスラエル、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦国家、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国

一般コメント：朝鮮民主人民共和国、ヴェネズエラ、シンガポール、インド、中国、ジンバブエ、ロシア連邦、ニカラグア、イラン、ベラルーシ、日本(決議案を歓迎し、大勢の日本人学生が1970年代に朝鮮民主人民共和国によって拉致されたことを想起する。決議案の中の拉致問題への言及を歓迎する。被害者の家族はあれ以来年を重ね、多くが亡くなっている。拉致問題を解決し、拉致された者の帰国を朝鮮民主人民共和国に要請する。)、シリア、エリトリア

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：キューバ、ヴェトナム、英国、韓国、フィリピン

36. ミャンマーのロヒンギャ・ムスリム及びその他のマイノリティの人権状況(A/C.3/77/L.33/Rev.1)---PBI なし

主提案国：サウジアラビア

共同提案国：オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、中央アフリカ共和国、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ

一般コメント：ミャンマー、チェコ共和国、米国、カナダ、インドネシア、イラン、英

国、ニュージーランド

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：シンガポール、タイ、フィリピン、ベラルーシ、ロシア連邦、  
バングラデシュ、マレーシア、中国、ミャンマー

37. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/C.3/77/L.34)---PBI なし

主提案国: カナダ

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、ク  
ロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ド  
イツ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュ  
タイン、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦国家、モナコ、モ  
ンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポ  
ルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ウクラ  
イナ、英国、米国

一般コメント: イラン

票決前ステートメント: オーストラリア、キューバ、ヴェネズエラ、英国、朝鮮民主人  
民共和国、米国、オランダ、パキスタン、ニカラグア、ニュージーランド、中国、ロシア  
連邦、シリア

賛成 80 票、反対 28 票、棄権 68 票で決議を採択

票決後ステートメント: フランス、チェコ共和国、シンガポール、ベラルーシ、ドイ  
ツ、メキシコ、サウジアラビア、ノルウェー、ナイジェリア

38. 一時的に被占領のクリミア自治共和国とウクライナのセヴァストポリ市の人権状況  
(A/C.3/77/L.35)---PBI なし

提案国: ウクライナ

一般コメント: チェコ共和国、イラン、英国、ジョージア、ヴェネズエラ、アゼルバイ  
ジャン、朝鮮民主人民共和国、ロシア連邦、米国

賛成 78 票、反対 14 票、棄権 79 票で決議を採択

票決後ステートメント: カザフスタン、シンガポール、シリア、中国

39. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/C.3/77/L.36/Rev.1)---PBI なし

主提案国: 米国

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カ  
ナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョ  
ージア、ドイツ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイ  
ン、ルクセンブルグ、マルタ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、オランダ、北マケドニ  
ア、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国

一般コメント: イラン、英国、カナダ、ヴェネズエラ、中国、キューバ、朝鮮民主人民  
共和国、ロシア連邦、サウジアラビア、シリア

賛成 90 票、反対 14 票、棄権 68 票で決議を採択

採択後ステートメント: チェコ共和国、日本(シリアにおける暴力が間もなくなくなり、人権が保障されるという希望を抱いて、決議案に賛成票を投じた。シリアでの行方不明の人々の問題に関しては、決議がこの問題についての進歩を遂げる助けになるであろうという希望を表明する。)、アルメニア、ベラルーシ、シンガポール、ブラジル

答弁権行使: イラン、カナダ

40. アフリカの難民、帰還民、国内避難民への支援(A/C.3/77/L.55)---PBI なし

提案国: リビア

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: ハンガリー

## 11月17日(木)午前・午後 第54回・55回会議

### 決議の採択(継続)

41. 社会開発世界サミットと第24回特別総会の成果の実施(A/C.3/77/L.14/Rev.1)---PBI なし

提案国: パキスタン

一般コメント: 米国、英国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: メキシコ

42. 第2回世界高齢者会議のフォローアップ(A/C.3/77/L.10/Rev.1)---PBI なし

提案国: パキスタン

コンセンサスで決議を採択

採択ステートメント: アルゼンチン、ハンガリー、英国、ロシア連邦、マレーシア

43. 国際家族年の30周年の準備と遵守(A/C.3/77/L.15/Rev.1)---PBI なし

提案国: パキスタン

採択前ステートメント: チェコ共和国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: ウルグアイ、米国、メキシコ、英国

44. 人権理事会報告書(A/C.3/77/L.53)---PBI なし

主提案国: リベリア

共同提案国: 南アフリカ

票決前ステートメント: チェコ共和国、ヴェネズエラ、ニカラグア、スリランカ、米国、リヒテンシュタイン

賛成 113 票、反対 4 票(ベラルーシ、ニカラグア、イスラエル、エスワティニ)、棄権 59 票で決議を採択

採択後ステートメント：イスラエル、イラク、中国、キューバ、エチオピア、シリア、エリトリ

45. 人種主義、人種差別、排外主義、関連する不寛容の撤廃と「ダーバン宣言と行動計画」の包括的実施のための具体的行動の世界的呼びかけ(A/C.3/77/L.23/Rev.1)---PBI なし

提案国：パキスタン

一般コメント：南アフリカ、イスラエル、米国、英国

賛成 128 票、反対 17 票、棄権 36 票で決議を採択

採択後ステートメント：ウルグアイ、チェコ共和国、ニュージーランド、イラン

46. 民族自決権の普遍的実現(A/C.3/77/L.48)---PBI なし

主提案国：パキスタン

共同提案国：アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベラルーシ、ブルネイ・ダルサーラム、中国、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エリトリア、ホンデュラス、イラン・イスラム共和国、ヨルダン、ケニア、クウェート、キルギスタン、レバノン、リビア、ニカラグア、カタール、ロシア連邦、サウジアラビア、シンガポール、スーダン、シリア・アラブ共和国、チュニジア・ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエメン、パレスチナ国

一般コメント：アルゼンチン、英国、インド、米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：スペイン

47. パレスチナ人の自決権(A/C.3/77/L.50)---PBI なし

提案国：エジプト

共同提案国：エクアドル

票決前ステートメント：パレスチナ、イスラエル、米国

賛成 167 票、反対 5 票(ナウル、マーシャル諸島、米国、イスラエル、ミクロネシア)、棄権 7 票(カメルーン、キリバティ、グアテマラ、パラオ、ルワンダ、ソロモン諸島、トーゴ)で決議を採択

採択後ステートメント：オーストラリア、南アフリカ、アルゼンチン

答弁権行使：英国、スペイン、英国(2 回目)

48. 人権条約機関制度(A/C.3/77/L.40)---PBI なし

主提案国：アイスランド

共同提案国：アルメニア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ブルガリア、カナダ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、モンテネグ

ロ、モロッコ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ  
コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：エルサルヴァドル

49. 人権とグッド・ガバナンスと法の支配の推進と保護におけるオンブズマンと仲裁機関の役割(A/C.3/77/L.39)---PBI なし

主提案国：モロッコ

共同提案国：アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、コロンビア、デンマーク、フランス、ドイツ、ハンガリー、イスラエル、イタリア、マルタ、ポルトガル、スロヴェニア、米国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：日本(コンセンサスでの決議案の採択を歓迎し、票決前に提案国が口頭で決議案の修正を決定したことを評価する。協議中に PBI への追加の経費について加盟国が伝えられるべきことを繰り返し述べる。)

50. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的固定観念化、汚名、差別、暴力の唆し及び対人暴力と闘う(A/C.3/77/L.47)---PBI なし

提案国：エジプト

コンセンサスで決議を採択

51. 包括的でバランスの取れた取り組みを通して世界麻薬問題に対処する(A/C.3/77/L.13/Rev.1)---PBI なし

提案国：メキシコ

一般コメント：チェコ共和国、グアテマラ、インド、ジャマイカ、エジプト、コロンビア、イラン、カナダ、英国、スイス、ロシア連邦、スリランカ、ルクセンブルグ、ナイジェリア、トルコ、セネガル、パキスタン、リビア、フランス、メキシコ

賛成 116 票、反対 9 票(ベラルーシ、カメルーン、イラン、ニカラグア、ナイジェリア、ロシア連邦、シリア、トルコ)、棄権 45 票で決議を採択

採択後ステートメント：マレーシア、キューバ、ヴェネズエラ、サウディアラビア、ニカラグア、シンガポール、イラク、ヴェトナム、中国、セントキッツ・ネヴィス、エリトリア、米国、インドネシア、モンゴル、レバノン、シリア、ホーリーシー

52. 第 78 回総会第 3 委員会作業計画案(A/C.3/77/L.67)---PBI なし

提案者：委員会議長

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：エルサルヴァドル、ミクロネシア連邦国家、オーストラリア、Jose Alfonso Blanco Conde(ドミニカ共和国)第 3 委員会議長

議事進行手続きの問題：英国、シリア、エジプト、第 3 委員会議長 以上